

婦人の地位



情報 No.10

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

***** 主 要 内 容 *****

- I 婦人少年問題審議会婦人労働部会
における雇用における男女平等実現
のための諸方策に関する審議状況に
ついて
- II 婦人の公職参加状況調べ
- III 各種統計に見る婦人の概況
- IV 国連婦人の十年の成果の検討と評
価のための1985年世界会議のための
地域政府間準備会議の開催等について

国内ニュース

資料室

判 例

国際ニュース

1984年 1月
労働省婦人少年局

目 次

I 婦人少年問題審議会婦人労働部会における雇用における男女平等実現のための諸方策に 関する審議状況について	1
II 婦人の公職参加状況調べ	7
1. 国レベルにおける婦人の状況	7
(1) 国会における婦人議員	7
(2) 国会における役職	7
(3) 審議会等における婦人の選任状況	7
(4) 国家公務員の採用状況	9
(5) 国家公務員の在職状況	11
(6) 国・公立学校の教員数及び登用状況	12
2. 都道府県、指定都市等における婦人の状況	13
(1) 地方議会における婦人議員	14
(2) 地方議会における婦人議長等	14
(3) 地方公共団体の婦人の長	14
(4) 審議会等における婦人の選任状況	14
(5) 委員会及び委員における婦人の選任状況	17
(6) 法律に基づいて配置されている委員、相談員における婦人の選任状況	18
(7) 女子公務員の採用状況	18
(8) 女子公務員の在職、登用状況	19
III 各種統計に見る婦人の概況	24
1. 人口動態	24
(1) 年齢別人口構成の推移	24
(2) 人口動態の推移	25
(3) 婦人のライフサイクルの変化	26
(4) 婚姻の概況	26
(5) 離婚の概況	29
2. 婦人の教育	30
(1) 進学率の推移	30
(2) 大学・短期大学学生の専攻分野別構成比	31
3. 婦人の労働	32
(1) 女子労働力人口、非労働力人口及び労働力率の推移	32
(2) 年齢階級別女子労働力率の変化	33
(3) 従業上の地位別女子就業者構成割合の推移	34
(4) 女子雇用者の状況	35
(5) 子供の存在と主婦の就業の関係	41

4. 婦人の意識	42
(1) 家庭での男女の地位の平等について	42
(2) 夫婦の役割分担について	43
(3) 子供のしつけ方について	43
(4) 子供の教育について	44
(5) 女性が職業を持つことについて	45
(6) 職場での男女の地位の平等について	45
(7) 社会通念、慣習、しきたりなどでの男女の地位の平等について	46
N 国連婦人の十年の成果の検討と評価のための1985年世界会議のための地域政府間 準備会議の開催等について	47

国内ニュース

1. 婦人問題企画推進本部の動き	49
(1) 審議会等委員への婦人の登用について（婦人問題企画推進本部幹事会議申合せ）	49
(2) 「婦人の現状と施策」（国内行動計画第3回報告書）の作成	49
(3) 婦人問題推進地域会議の開催	49
(4) 全国婦人問題担当課（室）長会議の開催	49
2. 国籍法改正に関する中間試案について	50
3. 年金制度改正案について	50
4. 第98回通常国会等において成立した婦人に関係する主な法律	50

資料室

1. 昭和56年社会生活基本調査報告（総理府）	51
2. 婦人問題に関する国際比較調査（総理府）	51
3. 地域における男女の共同参加についての調査（労働省）	51
4. 勤労意識に関する世論調査（総理府）	52
5. 昭和57年労働経済の分析（労働白書）（労働省）	52
6. 昭和57年就業構造基本調査報告（総理府）	52
7. ベビーホテルの現況調べ（厚生省）	52
8. 1980年代経済社会の展望と指針（閣議決定）	52
9. 国民生活に関する世論調査（総理府）	53
10. 今後の雇用の展望と雇用対策の方向—第5次雇用対策基本計画—（閣議決定）	53
11. 昭和58年度国民生活白書（経済企画庁）	53
12. 昭和57年労働者の健康状況調査（労働省）	53

判例

1. 唐津日本赤十字社雇用関係存在確認等請求事件（昭和58年1月21日、福岡高等裁判所）	53
2. 鈴鹿市女子職員賃金請求事件（昭和58年4月28日、名古屋高等裁判所）	54

3. ラジオ関東地位保全仮処分命令申請事件（昭和58年5月25日、東京高等裁判所）	54
4. 日本シェーリング社賃金請求事件（昭和58年8月31日、大阪高等裁判所）	55
5. タケダシステム未払賃金請求事件（昭和58年11月25日、最高裁判所）	56
6. 詐害行為取消請求事件（昭和58年12月19日、最高裁判所）	56

国際ニュース

1. 第38回国連通常総会において採択された婦人に関する決議	57
2. 婦人の地位委員会の開催	57
3. 婦人の向上のための将来への戦略についてのエスカップ専門家会議について	58
4. 国連経済社会理事会1983年第1通常会期において採択された婦人に関する決議	59
5. ILO第3回公務員合同委員会において採択された決議	60
6. 国際婦人調査訓練研修所について	61
7. 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准状況	61
8. 1985年ILO総会について	62

I 婦人少年問題審議会婦人労働部会における雇用における男女平等実現のための諸方策に関する審議状況について

婦人少年問題審議会婦人労働部会では、従来より、雇用における男女平等実現のための諸方策について、あるべき法制度を含め審議が行われてきたが、その審議に資するため、同部会の申合せに基づき、昭和54年末に、「男女平等問題専門家会議」（労働大臣の私的諮問機関）が設置された。同会議では確保されるべき男女平等の具体的な姿についての検討が行われ、昭和57年5月8日「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」としてその議論がとりまとめられ、報告された。

他方、昭和55年に、我が国は「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（婦人差別撤廃条約）に署名したが、署名に先立ち、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部において、政府は国内行動計画後半期における重点課題として、本条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努める旨の申合せが行われた。労働省としても、この申合せの趣旨にのっとり、批准に向けて諸条件の整備に努めているところである。

このような状況の下で、男女平等問題専門家会議の報告の直後に開かれた婦人少年問題審議会において、法的整備を含めた雇用における男女平等を確保するための諸方策については、婦人差別撤廃条約及び男女平等問題専門家会議の報告を踏まえた上、引き続き婦人労働部会で審議していくことが確認された。

これを受けて同部会ではその後昭和58年9月までに我が国の婦人労働の実態及び婦人労働に関する法制（特に男女異なる取扱いが規定されている法令、その制定趣旨等）についての検討、欧米先進諸国における男女機会均等法制、女子保護法制及び育児休業制度についての検討、公益委員、労

働者側委員及び使用者側委員の各代表者によるフランス、西ドイツ及びEC委員会についての実地調査、実際に労働の現場で働いている様々な職種の女子労働者及び企業の人事担当者からのヒアリング、関東及び関西地域における事業場の実地視察及びそとでの労使双方からのヒアリング、並びに婦人差別撤廃条約についての外務省からの説明が行われてきた。

昭和58年10月、これらを通して把握された諸問題を「雇用における男女平等実現のための諸方策の検討に当たっての問題点」としてとりまとめ、これに則して、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等を確保するための法制の整備を含めた諸方策について精力的に審議が進められているが、同年12月にその審議状況が以下のとおり公表された。

なお、今後同部会においては、労使各側の意見の分かれている点を中心に審議を深め、できるだけ速やかに結論をとりまとめることとされている。

婦人少年問題審議会婦人労働部会 における審議状況について

婦人少年問題審議会婦人労働部会は、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等を確保するための法的整備を含めた諸方策について意見を取りまとめるため、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（婦人差別撤廃条約）及び昭和57年5月の男女平等問題専門家会議報告を踏まえて別添の「問題点」に沿って審議を行ってきた。

これまでの審議では、我が国においても、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等を確保するための立法措置を講ずるとともに、機会均等及

び待遇の平等を推進するという観点から労働基準法的女子保護規定については女子が妊娠出産機能をもつことに係る母性保護規定を除き見直すことが必要であり、またこれは条約批准のための条件整備となるものであるという点について、労使それぞれ意見はあったが、双方の努力により一応の合意をみたところである。

これらの法的整備の検討に当たっては、現状固定的な見地ではなく、長期的な展望の上に立てて行うことが必要であり、その観点からは、原則として、企業の募集、採用から定年・退職・解雇に至る雇用管理における男女差別的取扱いを撤廃し労働基準法的女子保護規定は、母性保護規定を除き解消することが求められるところである。

しかしながら、法律の制定、改廃を行う場合には、その内容は将来を見通しつつも、現状から遊離したものであってはならず、女子労働者の就業実態・職業意識、我が国の雇用慣行、労働時間をはじめとした労働条件等労働環境、女子が家事・育児等のいわゆる家庭責任を負っている状況、女子の就業と家庭生活との両立を可能にするための条件整備の現状、女子の就業に関する社会的意識等の我が国の社会、経済の現状を十分踏まえたものとする必要がある。

本部会においては、その点を十分考慮し、機会均等及び待遇の平等を確保するための法制と女子保護法制との調和を図りつつ、全体として我が国の雇用における男女の機会均等及び待遇の平等が促進されるような法的整備の内容を具体的に検討してきたところであるが、「問題点」の各事項についての今日までの労使各側の考え方は下記のとおりであり、今後さらに本部会において審議を深め、できるだけ速やかに結論をとりまとめることとしている。

記

Ⅰ 機会均等及び待遇の平等を確保する範囲及びそれに対する措置について

労働者委員からは、基本的な考え方として、現行労働基準法第3条に「性」を規定し、かつ、ガイドラインを明示した罰則付きの強行規定ですべての差別を禁止するとともに、差別を救済する機関として中央・地方に独立の行政委員会を設けることが必要であるとの意見が出された。

使用者委員からは、企業の雇用管理においては勤続年数が重要な要素となっているのでその平均的男女差を無視することはできないことから、基本的には、法的措置の内容は、不合理な男女異なる取扱いとは何かを明らかにしつつ、漸進的に機会均等及び待遇の平等を達成するようなものとすべきで、罰則はもとより直ちに一律に法律をもって強制するのは反対であり、とくに昇進・昇格は評価にかかる問題であり、法律の規制になじまないとの意見が出された。

議論の過程で、使用者委員からは、定年・退職・解雇についての合理性のない男女異なる取扱いについては、判例もあり、罰則なしの強行規定による規制としてもやむをえないとの意見が出され、罰則なしの強行規定や努力義務規定では我が国の労使関係の現状では実効性がないとの労働者委員の意見に対しては、努力義務規定であっても、実効を担保するための勧告、指導等の方法があるとの意見が出された。これに対し、労働者委員の一部から、仮にいずれかの項目が努力義務規定となった場合にも、使用者委員のいう方法のほか企業に平等の達成目標を掲げた計画を出させるなど単に努力義務にとどめず努力することの枠組みを規定するなど実効担保の方法をとるべきであるとの発言があったが、使用者委員からは、計画の提出を法律で義務づけることになれば経営の硬直化をもたらし、対応が困難となるので、法律で定めるべきではないとの意見が出された。

これらの議論に対し、公益委員の一部から、①機会均等及び待遇の平等を確保するための法

律は、昇進・昇格も含め、募集、採用から定年・退職・解雇に至る雇用管理の全ステージを対象とすること、②定年・退職・解雇についての差別的取扱いは罰則なしの強行規定により禁止することとすること、③機会均等及び待遇の平等を確保するための法制の実効担保のひとつの方法として何らかの形で救済方法を考えることとすることについて労使が合意できないかどうかとの発言があったが、それらの点も含め今後引き続き審議していくこととなった。

Ⅱ 労働基準法的女子保護規定について

使用者委員の基本的考え方として、労働基準法の立法当時に比べ、女子労働者をとりまく環境、作業態様等が大きく変化していること、女子保護規定が意欲と能力のある女子の就業領域を狭め、女子労働力の活用を阻害し、女子労働者自身の中からも撤廃の声が上がっていることに鑑み、雇用における男女平等を推進するのであれば、男女が同じ基盤に立って働くことが前提であり、妊娠出産に係る母性保護を除いては保護規定を廃止すべきであるとの意見が出され、労働者委員からは、基本的考え方として、①平等を推進するために、母性保護規定を除く女子保護規定は、労働時間の短縮、週休2日制の実施、有給休暇の拡大等労働環境の基盤整備や保育施設の充実等女子の家庭責任を軽減する諸方策を進めた上で、解消すべきである。②深夜業は、人間らしい労働・人間らしい生活という観点から男女とも規制すべきであり、女子の規制をこれ以上緩和することには反対であるとの意見が出された。労働者委員の②の意見に対し、使用者委員からは、男子の深夜業を法律で規制することについては、先進国においても、極く一部にみられるにすぎず、我が国産業界の実態、公益事業等国民生活上の必要性を無視するものであり、問題にならないとの意見が出された。

「問題点」の個別事項については、次のよう

な議論があった。

(1) 時間外労働、休日労働及び深夜業

使用者委員から、時間外労働、休日労働及び深夜業の規制は原則としてすべて撤廃すべきであるとの意見が出され、また、使用者委員の一部からは、①最小限、管理職、専門職、事務職、労働時間の短い労働者等については、女子の働く場を広げるという観点からも廃止すべきであるとする。②特に廃止が難しいものについては、労働者の意思による選択ができるようにしてはどうかとの意見が出され、これに対し、労働者委員からは、①現状のような労働条件の下で撤廃することは反対である、②管理職及び専門職についての規制を緩和するかどうかは、その範囲を含めて検討する、③個々の女子の請求によって労働条件を決めることは基本的に問題であり、また、個々の女子の請求によって規制をはずすこととすれば、現在の労使関係の下では、ほとんどの女子が規制の解除を請求させられる結果となり、問題であるとの意見が出された。

これらの意見に対し、公益委員の一部から、管理職及び一定の専門職についての規制は緩和する方向でその具体的範囲を検討することと労使が合意できないかどうかとの発言があり、また工業的業種・職種は別としてその他については保護を緩和することが男女の機会均等及び待遇の平等を進める上で必要ではないかの発言があり、今後引き続き審議していくこととなった。

(2) 危険有害業務の就業制限

専門家による母性保護の見地からの検討を踏まえて見直すことで合意された。

(3) 産前産後休業、育児時間等

労働者委員から、①産前産後休業は各8週間に拡充する必要がある、②妊産婦の時間外労働、休日労働及び深夜業は禁止すべきであ

るとの意見が出されたが、使用者委員からは母性保護の重要性は十分理解できるが、企業経営の実態からみれば、産前産後休業及び育児時間等は現行どおりであるべきだとの意見が出され、今後引き続き審議していくこととなった。

(4) 生理休暇

労働者委員からは、母性保護のために必要であり、実際に必要とする者もいることから廃止には反対であるとの意見が出され、一方、使用者委員からは、母性保護規定ではなく、廃止すべきであるとの意見が出され、今後引き続き審議していくこととなった。

(5) 坑内労働、帰郷旅費

①坑内労働については、看護婦、新聞記者等一時的に入坑する者については一律に入坑を禁止する必要はないこと、②帰郷旅費については、現実存在意義を失っているので廃止することに問題はないことで合意された。

(6) 女子保護規定の適用と待遇面での取扱い

女子保護規定の適用を受けた者と受けなかった者との間で昇進・昇格等に当たって取扱いに差が生ずる問題については、当面法律による一律規制の対象とはしないことで合意された。

Ⅲ 育児休業普及対策等について

(1) 育児休業請求権の法制化

労働者委員からは、①次代を担う子の育成は社会全体の責任であるので、企業はその社会的責任の一環として育児休業制度を受け入れるべきである、②我が国の雇用慣行では長く働き続けることが能力が高められるが、実際は妊娠、出産、育児のためにやむなく退職せざるをえない女子が多い実態にあり、使用者が問題にしている勤続年数を伸ばすためにも必要である、③労使の自主交渉では普及は進まないことから、法律により制度化する必

要があるとの意見が出され、一方、使用者委員からは、①代替要員の確保、要員計画上の困難性、能力低下、コスト増、女子の雇用回避等の問題があり、特に中小企業ではそれらに対する対応が困難であるので、一律法制化には反対である、②我が国の女子労働者の多くが結婚、出産により退職し、子供が学齢期に達してから再就職するという実態からみて、法制化によって女子の勤続年数が伸びるとは思われない、③現行の勤労婦人福祉法に基づく行政指導により、育児休業制度の普及を図ることや公的保育施設の充実等社会的な環境整備を促進することが先決であり、法制化は時期尚早であるとの意見が出された。

議論の過程で、労働者委員の一部から、休業期間を短くすることや、規模別業種別に段階的に実施することでも法制化には反対かとの質問が出されたが、使用者委員から、そのような形でも法制化は行うべきではないとの意見が出された。

(2) 再雇用制度

労働者委員は、育児休業の代わりに再雇用制度を検討するのではなく、女子の選択の幅を広げるという観点から検討すべきであるとの意見であり、また、使用者委員は、法律による実施ではなく、企業の自主性にゆだねるべきであるとの意見であった。

別添

雇用における男女平等実現のための諸方策の検討に当たっての問題点

I 機会均等及び待遇の平等を確保するための措置

(1) 機会均等及び待遇の平等を確保する範囲及びそれに対する措置

— 募集、採用、配置、配置転換、昇進・昇格、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解

雇等について

- ① 募集、採用、配置は要員計画上一体的な関係にあり、勤続年数の男女差を考慮せざるをえないという意見があるが、これと男女の機会均等・待遇の平等との調和をいかに図るか。
- ② 転勤を含む配置転換については、日本の社会実態から家庭を有する女子には困難であること、配置転換は長期の要員計画に基づいて行われることから勤続年数の男女差も考慮する必要があること等の意見があるが、これらの実態と男女の機会均等・待遇の平等との調和をいかに図るか。
- ③ 昇進・昇格が、勤続年数や多技能の修得及び人事ローテーションのための配置転換、転勤等を考慮して行われている日本の雇用慣行と男女の機会均等・待遇の平等との調和をいかに図るか。
- ④ 教育訓練については、男女平等の実現のためには、女子労働者の意識向上・能力開発が重要であるとの意見と、他方勤続年数に男女差があることから教育投資が回収できないこともあるとの意見の調和をいかに図るか。
- ⑤ 福利厚生については、ヒアリング、実地調査からは男女異なる取扱いを行っている例はほとんどなかったが勤続年数の男女差を考慮する必要があるか。
- ⑥ 定年・退職・解雇における男女別取扱いについては既に判例により公序良俗に反するという社会的認識がかなり定着していることをどのように考慮するか。
- ⑦ ヒアリング、実地調査では、企業イメージ、防犯等の観点から男女それぞれにふさわしい仕事はあるが、いずれか一方の性のみが従事しなければならない仕事は女子寮の舎監等であり、あまりないとの意見であ

ったが、一方の性のみの仕事として認められる範囲をどうするか。

— 上記の事情等を考慮した上、各事項についてどのような措置をとるか。

(2) 施行機関等

- ① ヒアリング、実地調査では職場における差別についての苦情は、労働組合を通じる方法、苦情処理委員会によって処理されている等の意見があったが、施行機関等の検討に当たってこれをどのように考えるか。
- ② 民事的な救済のための行政機関を検討するか。どのような機関が適当か。

II 労働基準法的女子保護規定

(1) 時間外・休日労働及び深夜業

- ① 女子のみの規制は廃止し、男女同一の新たな規制を考えるか。
 - ② 女子のみの規制として女子の家事育児負担を考慮した経過的な措置を検討するか。その場合どのような規制を考えるか。
- 管理職、専門職等一定の職種的女子について。
- 家庭責任の遂行上問題が生ずると思われる肉体的負荷の多い労働について。
- 一定の家庭責任を有する女子について。
- 女子の保護は不要であるという女子について。
- 年間の一定の規制の下に日、週の現行規制を弾力化するか。
- その他どのような配慮の仕方があるか。

(2) 危険有害業務の就業制限

危険有害業務について、母性保護の見地から就業を制限しなければならない範囲はどの範囲か。

(3) 産前産後休業、育児時間等

- ① 最低基準としては現行のままでよいとする意見と、さらに改善を必要とするという意見とがあるが、どうするか。

② 育児時間については、現行制度が労働実態にそぐわないとの意見があるが整備の必要があるか。

③ 妊産婦の時間外・休日労働、深夜業、危険有害業務等をどうするか。

(4) 生理休暇

生理休暇は廃止すべきでないとの意見。廃止すべきであるとの意見、週休2日制、年次有給休暇の増加によって解消すべきとの意見、一部濫用のため問題が生じているが、本来の趣旨で使用されるのであれば問題ないとの意見、更には生理については個人差があるので生理休暇制度は必要でなく病休又は年次有給休暇により解決すべきであるとの意見等があったが、どうするか。

(5) 坑内労働、帰郷旅費

(6) 女子保護規定の適用と待遇面での取扱い

女子に対する就業制限規定があるための男女異なる取扱いについては、男女平等問題専門家会議から一定の結論が出されているが、女子保護規定の適用を受けたことの昇進・昇格等に当たっての評価についてどう考えるか。

① 男女異なる規定が設けられている趣旨をどう考えるか。

— 全ての規制について同様に考えるか。

— 母性保護規定と家庭責任を考慮した経過的措置とに分けて考えるか。

② 労働者相互間の均衡をどう考慮するか。

Ⅲ 育児休業普及対策等

(1) 育児休業請求権の法制化の要望が強いが、一方法律で義務付ければコスト増、代替要員の確保、能力低下、女子の雇用減等の問題を生じるので一律法制化には問題があるとの意見もあり、どうするか。

(2) 再雇用制度普及対策のあり方

再就業を希望する女子の就業援助として何らかの形の再雇用制度が行われている企業が

多いこと、育児負担の軽減に伴い再就職を希望する女子が増えていることなどを考慮し、何らかの再就業援助のための措置を考えるとするか。

Ⅳ 労働環境、社会環境等の整備

Ⅱ 婦人の公職参加状況

1. 国レベルにおける婦人の状況

(1) 国会における婦人議員

区 分	総 数	うち女子	女子の比率	前回の比率
国 会 議 員	759 人	26 人	3.4 %	3.3 %
衆議院議員	511	8	1.6	1.8
参議院議員	248	18	7.3	6.5

(衆議院・参議院各事務局調べ)

注 58年12月20日現在とするが、前回の比率は57年8月31日現在とする。

(2) 国会における役職

衆議院物価問題等に関する特別委員会委員長 金子 みつ
参議院社会労働委員会委員長 石本 茂

(3) 審議会等における婦人の選任状況

① 概況

区 分	審 議 会 総 数	うち女子を含む審議会数	女子を含む審議会の比率	委 員 数	うち女子	女子の比率
50年1月1日	237	73	30.8%	5436 人	133 人	2.4 %
55年6月1日	199	92	46.2	4504	186	4.1
56年6月1日	201	100	49.8	4608	197	4.3
57年6月1日	国 438	211	44.1	8408	360	4.3
	{ 中 央 201	100	49.8	4632	200	4.3
	{ 地方支分部局 237	111	39.9	3776	160	4.2
58年6月1日	国 487	250	51.3	9064	444	4.9
	{ 中 央 201	108	53.7	4575	222	4.9
	{ 地方支分部局等 286	142	49.7	4489	222	4.9

- 注 1. 国家行政組織法第8条に基づく審議会等を対象に、中央は総理府が、地方支分部局等は労働省が調査した。
2. 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。
3. 56年以前は、中央のみの数字である。
4. 地方支分部局等の「等」とは、「地方職業安定審議会」及び「地区職業安定審議会」をいう。

② 地方支分部局等に設置されている審議会等

省 庁 名	審 議 会 名	審議会数	うち女子 を含む 審議会数	委 員 数	うち女子
防 衛 施 設 庁	防衛施設地方審議会	9	0	118 人	0 人
沖 縄 開 発 庁	国有財産地方審議会	1	0	20	0
”	地方鉱業協議会	1	0	13	0
”	地方ガス事業調整協議会	1	1	7	2
”	地方陸上交通審議会	1	0	9	0
”	沖縄位置境界明確化審議会	1	0	8	0
法 務 省	保護司選考会	50	15	540	16
大 蔵 省	国有財産地方審議会	9	1	224	2
”	旧軍港市国有財産処理審議会	1	0	16	0
国 税 庁	地方酒類審議会	11	1	133	1
”	土地評価審議会	12	3	213	3
林 野 庁	国有林野管理審議会	10	0	196	0
通 商 産 業 省	地方鉱業協議会	6	0	96	0
”	地方ガス事業調整協議会	8	8	56	14
”	地方鉱山保安協議会	7	0	162	0
運 輸 省	地方陸上交通審議会	9	8	81	8
労 働 省	地方労働基準審議会	47	45	1073	107
”	地方最低賃金審議会	47	6	717	6
”	地方家内労働審議会	6	5	90	13
”	地方職業安定審議会	43	43	627	44
”	地区職業安定審議会	6	6	90	6
合 計		286	142	4489	222

(4) 国家公務員の採用状況

① 国家公務員採用試験区分別採用等の状況

区 分		昭和50年度			昭和55年度			昭和57年度		
		総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子
上級 (甲)	申 込 者	37825 ^人	36000 ^人	1825 ^人	45131 ^人	42395 ^人	2736 ^人	36856 ^人	34205 ^人	2651 ^人
	合格者(A)	1206	1172	34	1254	1214	40	1383	1334	49
	採用者(B)	678	663	15	701	673	28	618	595	23
	(B)/(A)%	56.2	56.6	44.1	55.9	55.4	70.0	44.7	44.6	46.9
上級 (乙)	申 込 者	4392	3997	395	4169	3791	378	3646	3246	400
	合格者(A)	99	88	11	90	79	11	95	84	11
	採用者(B)	57	54	3	46	40	6	52	45	7
	(B)/(A)%	57.6	61.4	27.3	51.1	50.6	54.5	54.7	53.6	63.6
中 級	申 込 者	47016	37538	9478	80831	66417	14414	70721	56027	14694
	合格者(A)	1622	1410	212	3267	2950	317	3665	3228	437
	採用者(B)	869	776	93	1613	1461	152	1595	1449	146
	(B)/(A)%	53.6	55.0	43.9	49.4	49.5	47.9	43.5	44.9	33.4
初 級	申 込 者	147493	83798	63695	151564	95287	56277	153510	94230	59280
	合格者(A)	17872	12310	5562	19035	13500	5535	19873	13444	6339
	採用者(B)	6811	5054	1757	10648	8095	2553	7577	6056	1521
	(B)/(A)%	38.1	41.1	31.6	55.9	60.0	46.1	38.1	45.0	24.0

(人事院任用局調べ)

注 1. ()の数字は総数に対する女子の割合である。

2. 採用者については、次のとおりとする。

- ・上級(甲)・・・{ 50年度は採用候補者名簿の失効時の状況
55年度・57年度は 58.4.1 現在の状況
- ・上級(乙)・・・{ 50年度・55年度は採用候補者名簿の失効時の状況
57年度は 58.4.1 現在の状況
- ・中 級 ……{ 50年度・55年度は採用候補者名簿の失効時の状況
57年度は 58.4.30 現在の状況
- ・初 級 ……{ 50年度・55年度は採用候補者名簿の失効時の状況
57年度は 58.4.30 現在の状況

② 裁判所職員採用試験区分別採用等の状況

区 分		昭和 5 6 年度			昭和 5 7 年度		
		総 数	男子	女子	総 数	男子	女子
上級裁判所職員	申 込 者	4866 ^人	3719 ^人	1,147 ^人 (23.6) [%]	5294 ^人	4067 ^人	1227 ^人 (23.2) [%]
	最終合格者(A)	177	141	36 (20.3)	198	161	37 (18.7)
	採 用 者(B)	122	99	23 (18.9)	120	97	23 (19.2)
	(B)/(A) %	68.9	70.2	63.9	60.6	60.2	62.2
中級裁判所職員	申 込 者	10667	8462	2205 (20.7)	11763	9195	2568 (21.8)
	最終合格者(A)	397	309	88 (22.2)	513	413	100 (19.5)
	採 用 者(B)	181	146	35 (19.3)	253	220	33 (13.0)
	(B)/(A) %	45.6	47.2	39.8	49.3	53.3	33.0
初級裁判所職員	申 込 者	9032	4077	4955 (54.9)	9865	4230	5635 (57.1)
	最終合格者(A)	412	265	147 (35.7)	391	241	150 (38.4)
	採 用 者(B)	166	106	60 (36.1)	168	110	58 (34.5)
	(B)/(A) %	40.3	40.0	40.8	43.0	45.6	38.7

(最高裁判所調べ)

注 ()の数字は総数に対する女子の比率である。

③ 司法試験申込者・合格者数

区 分	5 3 年 度			5 5 年 度			5 7 年 度		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子
申込者(A)	29390 ^人	27673 ^人	1717 ^人 (5.8)	28656 ^人	26904 ^人	1752 ^人 (6.1)	26317 ^人	24504 ^人	1813 ^人 (6.9)
合格者(B)	485	453	32 (6.6)	486	437	49 (10.1)	457	409	48 (10.5)
(B)/(A) %	1.7	1.6	1.9	1.7	1.6	2.8	1.7	1.7	2.7

(法務省調べ)

注 1. 第二次試験の申込者・合格者数である。

2. ()の数字は総数に対する女子の比率である。

(5) 国家公務員の在職状況

① 国家公務員等級別在職者数(行政職(一))

(人)

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8
50	計	245577	1146	4521	11468	33560	80631	54972	35122	24157
		(1000) (1000)	(1000) (05)	(1000) (18)	(1000) (47)	(1000) (137)	(1000) (328)	(1000) (224)	(1000) (143)	(1000) (98)
	年 女 子	34517	1	18	78	457	6932	15038	6979	5014
		(141) (1000)	(01) (00)	(04) (01)	(07) (02)	(14) (13)	(86) (201)	(274) (436)	(199) (202)	(208) (145)
	度 男 子	211060	1145	4503	11390	33103	73699	39934	28143	19143
		(859) (1000)	(999) (05)	(996) (21)	(993) (54)	(986) (157)	(914) (349)	(726) (189)	(801) (133)	(792) (91)
52	計	245838	1276	4777	13510	38643	79990	55722	30417	21503
		(1000) (1000)	(1000) (05)	(1000) (19)	(1000) (55)	(1000) (157)	(1000) (325)	(1000) (227)	(1000) (124)	(1000) (88)
	年 女 子	34663	3	21	115	693	8783	14660	6078	4310
		(141) (1000)	(02) (00)	(04) (01)	(09) (03)	(18) (20)	(110) (254)	(263) (423)	(200) (175)	(200) (124)
	度 男 子	211175	1273	4756	13395	37950	71207	41062	24339	17193
		(859) (1000)	(998) (06)	(996) (23)	(991) (63)	(982) (180)	(890) (337)	(737) (195)	(800) (115)	(800) (81)
56	計	246211	1450	5071	16512	46864	78072	49616	26002	22624
		(1000) (1000)	(1000) (06)	(1000) (21)	(1000) (67)	(1000) (190)	(1000) (317)	(1000) (202)	(1000) (106)	(1000) (92)
	年 女 子	34866	6	30	180	1448	11338	13134	4643	4087
		(142) (1000)	(04) (00)	(06) (01)	(11) (05)	(31) (42)	(145) (325)	(265) (377)	(179) (133)	(181) (117)
	度 男 子	211345	1444	5041	16332	45416	66734	36482	21359	18537
		(858) (1000)	(996) (07)	(994) (24)	(989) (77)	(969) (215)	(855) (316)	(735) (173)	(821) (101)	(819) (88)

(人事院「国家公務員任用状況調査報告」)

- 注 1. ()は構成比(上段は男女別、下段は等級別)である。
 2. 各年度末現在の数字である。

② 裁判官数

区 分	総 数			判 事			判 事 補		
	計	女子	女子の比率	計	女子	女子の比率	計	女子	女子の比率
52年4月	2,703人	58人	2.1%	2,102人	31人	1.5%	601人	27人	4.5%
55年6月	2,747	76	2.8	2,134	43	2.0	613	33	5.4
57年6月	2,767	79	2.9	2,158	44	2.0	609	35	5.7
58年6月	2,774	85	3.1	2,165	45	2.1	609	40	6.6

(最高裁判所調べ)

(参考) 女性が所長である裁判所(昭和58年6月1日現在)は、次のとおりである。

千葉家庭裁判所長 野田 愛子
徳島地方・家庭裁判所長 寺澤 光子

③ 検察官数

区 分	総 数			一 級			二 級					
				検 事			検 事			副 検 事		
	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率
52年3月31日	2,103人	22人	1.0%	521人	2人	0.4%	693人	19人	2.7%	889人	1人	0.1%
55年3月31日	2,129	25	1.2	537	5	0.9	701	19	2.7	891	1	0.1
58年3月31日	2,098	26	1.2	546	3	0.6	677	22	3.3	875	1	0.1

(法務省調べ)

(6) 国・公立学校の教員数及び登用状況

① 小学校、中学校、高等学校の教員数及び校長、教頭の数

区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
教員総数	計	471,272人	266,227人
	男子	207,215	177,741
	女子	264,057	88,486
	女子の比率	56.0%	33.2%
	前回の比率	56.3	33.1
校長	計	23,600人	9,864人
	男子	23,122	9,849
	女子	478	15
	女子の比率	2.0%	0.2%
	前回の比率	2.0	0.1
教頭	計	24,297人	10,748人
	男子	23,437	10,684
	女子	860	64
	女子の比率	3.5%	0.6%
	前回の比率	3.4	0.5

(58.5.1現在 文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は57.5.1現在である。

② 大学、短期大学、高等専門学校教員数及び学長、副学長、教授、助教授の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		130	87	58
教 員 総 数	計	56,663 人	2,858 人	3,586 人
	男 子	53,458	1,892	3,555
	女 子	3,205	966	31
	女子の比率	5.7 %	33.8 %	0.9 %
	前回の比率	5.7	33.0	0.8
学 長	計	126 人	45 人	58 人
	男 子	126	45	58
	女 子	0	0	0
	女子の比率	0 %	0 %	0 %
	前回の比率	0	0	0
副 学 長	計	42 人	3 人	
	男 子	42	3	
	女 子	0	0	
	女子の比率	0 %	0 %	
	前回の比率	0	0	
教 授	計	16,287 人	889 人	1,200 人
	男 子	15,982	629	1,196
	女 子	305	260	4
	女子の比率	1.9 %	29.2 %	0.3 %
	前回の比率	1.9	14.7	0.4
助 教 授	計	14,782 人	457 人	1,409 人
	男 子	14,153	266	1,407
	女 子	629	191	2
	女子の比率	4.3 %	41.8 %	0.1 %
	前回の比率	4.1	28.1	0.1

(58.5.1 現在 文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は 57.5.1 現在である。

2. 都道府県、指定都市等における婦人の状況

婦人少年局では、例年、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」の一環として、「婦人の公職参加状況調べ」を実施しているが、次のとおり58年6月1日現在における婦人の公職参加状況を取りまとめたものである。

(1) 地方議会における婦人議員

区 分	総 数 人	うち女子 人	女子の比率 %	前回の比率 %
地方議会議員	70,009	1,016	1.5	1.2
都道府県議会議員	2,898	36	1.2	1.2
市議会議員	19,881	560	2.8	2.3
町村議会議員	46,157	340	0.7	0.6
特別区議会議員	1,073	80	7.5	7.1

注 1. 前回の比率は、57年12月31日現在である。

(2) 地方議会における婦人議長等（ただし、②の副議長、常任委員会委員長については、都道府県、指定都市、特別区を対象とした。）

① 東京都府中市議会議長	石 井 文
② 東京都新宿区議会副議長	平 光 レイ子
“ 墨田区 “ “	松 野 弘 子
兵庫県議会民生生活常任委員会委員長	今 井 和 子
山口県議会厚生委員会委員長	三 井 十三子

(3) 地方公共団体の婦人の長

福島県東白川郡棚倉町長	藤 田 満寿恵
岐阜県本巣郡穂積町長	松 野 友

(4) 審議会等における婦人の選任状況（法律により設置されているもの——地方自治法第202条の3別表第7参照）

名 称	審議会数	うち女 子を含む 審議会数	女 子を含む 審議会の 比率 %	総 数 人	う ち 女 子 人	女子の比 率 %	前年の比 率 (57.6.1)
都 道 府 県 防 災 会 議	47	2	4.3	2,461	3	0.1	0
都 道 府 県 交 通 安 全 対 策 会 議	47	1	2.1	1,093	1	0.1	0
都 道 府 県 自 然 環 境 保 全 審 議 会	47	35	74.5	1,337	63	4.7	4.6
都 道 府 県 公 害 対 策 審 議 会	46	37	80.4	1,277	51	4.0	4.1
都 道 府 県 水 質 審 議 会	45	19	42.2	878	25	2.8	2.7
温 泉 審 議 会	46	7	15.2	605	9	1.5	1.6
保 健 所 運 営 協 議 会	46	46	100.0	12,459	1,522	12.2	11.9
都 道 府 県 優 生 保 護 審 査 会	45	37	82.2	413	53	12.8	11.7
地 方 精 神 衛 生 審 議 会	45	15	33.3	389	19	4.9	4.7
精 神 衛 生 診 査 協 議 会	47	4	8.5	239	4	1.7	1.7
結 核 診 査 協 議 会	47	41	87.2	3,265	142	4.3	4.0
都 道 府 県 環 境 衛 生 適 正 化 審 議 会	34	33	97.1	477	85	17.8	18.9

名 称		審議会数	うち女 子を含む 数	女 子 の 比 率 (%)	総 数	う ち 女 子	女子の 比 率 (%)	前年の 比 率 (%)
都	医 療 機 関 整 備 審 議 会	45	27	600	815	38	47	48
	公 的 医 療 機 関 運 営 審 議 会	17	10	588	335	14	42	47
	あん摩、マッサージ、指圧、はり、 きゅう、柔道整復等地方審議会	30	2	67	311	2	0.6	0.9
	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道整復師試験委員	42	10	238	516	17	33	(注2)
	准 看 護 婦 試 験 委 員	47	47	100.0	676	251	37.1	36.6
	麻 薬 中 毒 審 査 会	41	3	73	204	3	1.5	1.8
	民 生 委 員 審 査 会	47	46	979	442	92	20.8	20.3
	地 方 社 会 福 祉 審 議 会	46	46	100.0	1,094	127	11.6	11.1
	児 童 福 祉 審 議 会	47	47	100.0	907	217	23.9	22.7
	地 方 心 身 障 害 者 対 策 協 議 会	44	16	364	733	27	3.7	2.8
道	保 母 試 験 委 員	47	45	95.7	457	145	31.7	28.7
	地 方 社 会 保 険 医 療 協 議 会	47	5	10.6	936	5	0.5	0.6
	国 民 健 康 保 険 審 査 会	47	8	17.0	440	8	1.8	1.1
	都 道 府 県 職 業 訓 練 審 議 会	47	29	61.7	667	38	5.7	5.0
	都 道 府 県 農 業 共 済 保 険 審 査 会	43	0	0	396	0	0	0.2
	都 道 府 県 開 拓 審 議 会	41	0	0	741	0	0	0
	都 道 府 県 森 林 審 議 会	47	8	17.0	675	9	1.3	1.2
	電 気 工 事 士 試 験 委 員	45	0	0	506	0	0	0.3
	都 道 府 県 地 代 家 賃 審 査 会	2	0	0	15	0	0	0
	都 道 府 県 建 設 工 事 紛 争 審 査 会	46	7	15.2	567	10	1.8	0.9
府	都 道 府 県 水 防 協 議 会	47	1	2.1	741	1	0.1	0
	都 道 府 県 建 築 審 査 会	47	3	6.4	315	3	1.0	0.3
	都 道 府 県 建 築 士 審 査 会	47	2	4.3	398	2	0.5	0.5
	都 市 計 画 地 方 審 議 会	47	7	14.9	1,174	7	0.6	0.6
	開 発 審 査 会	47	1	2.1	329	1	0.3	0.3
	私 立 学 校 審 議 会	47	31	66.0	627	45	7.2	7.0
	公 害 被 害 者 認 定 審 査 会	11	1	9.1	168	3	1.8	2.9
	新 産 業 都 市 建 設 協 議 会	15	5	33.3	728	6	0.8	0.8
	漁 協 管 理 会	32	2	6.3	1,250	5	0.4	0
	地 方 港 湾 審 議 会	37	0	0	1,227	0	0	0.1
県	土 地 区 画 整 理 審 議 会	13	2	15.4	383	2	0.5	0.6
	教 科 用 図 書 選 定 審 議 会	47	38	80.9	903	63	7.0	6.8
	地 方 産 業 教 育 審 議 会	45	24	53.3	677	33	4.9	5.2

名 称		審議会数	うち女 子を含む 審議会数	女子を 含む比率 %	総 数	うち女 子	女子の 比率 %	前年の 比率 (57.61)
都 道 府 県	ス ポ ー ツ 振 興 審 議 会	47	45	95.7	843	77	9.1	9.4
	国 土 利 用 計 画 地 方 審 議 会	47	26	55.3	1,152	36	3.1	6.8
	土 地 利 用 審 議 会	47	1	2.1	329	1	0.3	3.1
	石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 防 災 本 部	33	1	3.0	1,132	10	0.9	—
	小 計	2016	823	40.8	48,702	3,275	6.7	6.5
指 定 都 市	市 防 災 会 議	10	2	20.0	543	4	0.7	0.5
	民 生 委 員 推 薦 会	10	10	100.0	131	20	15.3	15.3
	公 害 健 康 被 害 認 定 審 査 会	6	2	33.3	96	4	4.2	3.0
	地 方 社 会 福 祉 審 議 会	10	10	100.0	249	24	9.6	10.0
	地 方 心 身 障 害 者 対 策 協 議 会	9	4	44.4	180	9	5.0	4.5
	保 健 所 運 営 協 議 会	10	10	100.0	2,436	295	12.1	12.0
	結 核 診 査 協 議 会	10	9	90.0	561	36	6.4	5.6
	国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	10	10	100.0	200	27	13.5	12.8
	損 害 評 価 会	7	0	0	228	0	0	0
	漁 港 管 理 会	2	0	0	40	0	0	0
	地 方 港 湾 審 議 会	7	3	42.9	241	5	2.1	1.2
	水 防 協 議 会	5	1	20.0	138	3	2.2	2.2
	土 地 区 画 整 理 審 議 会	9	2	22.2	553	3	0.5	0.5
	建 築 審 査 会	10	2	20.0	67	2	3.0	1.5
	小 計	115	65	56.5	5,663	432	7.6	7.7
合 計		2,131	888	41.7	54,365	3,707	6.8	6.6

注 1. 審議会の数については、各都道府県、各指定都市を単位とする。

2. 「あん摩、マッサージ、指圧師、はり師及びきゅう師試験委員」が3.1%、「柔道整復師試験委員」が2.3%であったが、57年7月法律第69号により改正され、両者は統合される。

(5) 委員会及び委員における婦人の選任状況（法律により設置されているもの — 地方自治法第180条の5参照）

区分	名 称	総 数	うち女子	女子の比率	前回比率 (57.61)
都 道 府 県	教 育 委 員 会	234 ^人	28 ^人	12.0 [%]	11.1 [%]
	選 挙 管 理 委 員 会	187	14	7.5	7.5
	人 事 委 員 会	139	1	0.7	0.7
	監 査 委 員	187	0	0	0
	公 安 委 員 会	169	2	1.2	0.6
	地 方 労 働 委 員 会	791	1	0.1	0.1
	収 用 委 員 会	347	3	0.9	0.9
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	900	0	0	0
	内 水 漁 業 管 理 委 員 会	466	2	0.4	0.4
	小 計	3,420	51	1.5	1.4
指 定 都 市	教 育 委 員 会	50	7	14.0	14.0
	選 挙 管 理 委 員 会	196	10	5.1	6.4
	人 事 委 員 会	30	0	0	0
	監 査 委 員	40	2	5.0	0
	農 業 委 員 会	1,177	1	0.1	0.1
	固定資産評価審査委員会	102	3	2.9	2.0
	小 計	1,595	23	1.4	1.5
合 計		5,015	74	1.5	1.4

(6) 法律に基づいて配属されている委員、相談員における婦人の選任状況

省 庁 名	委 員 名	総 数	うち女子	女子の比率	前回の比率	調 査 時 点
		人	人	%	%	
最高裁判所	民 事 調 停 委 員	9,113	1,210	13.3	13.1	57. 10. 1
	家 事 調 停 委 員	9,674	3,755	38.8	40.4	57. 10. 1
	司 法 委 員	5,142	423	8.2	7.6	58. 2. 1
	参 与 員	6,186	2,267	36.6	36.7	58. 2. 1
行政管理庁	行 政 相 談 委 員	4,577	392	8.6	7.8	58. 6. 1
法 務 省	人 権 擁 護 委 員	11,399	1,538	13.5	13.1	58. 9. 1
	保 護 司	47,400	9,272	19.6	19.2	58. 1. 1
文 部 省	社 会 教 育 委 員	2,268	374	16.5	15.9	58. 6. 1
厚 生 省	民生委員・児童委員	168,575	66,417	39.4	39.0	58. 6. 1
	婦 人 相 談 員	426	395	92.7	89.8	58. 6. 1
	身体障害者相談員	8,477	472	5.6	5.1	58. 6. 1
	戦傷病者相談員	1,057	48	4.5	0.9	58. 6. 1
	母 子 相 談 員	1,064	1,039	97.7	97.5	58. 6. 1

注 1. 最高裁判所、行政管理庁及び法務省の所管のものについては、当該省庁調べによる。

2. 婦人相談員、身体障害者相談員及び戦傷病者相談員については、未設置の指定都市を除く。

(7) 女子公務員の採用状況

① 都道府県（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者（57年度）

区 分		計	男子	女子	女子の比率	前回比率 (57. 6. 1)
					%	%
上(大学卒)	合 格 者	3,606人	3,316人	290人	8.0%	5.0%
	採 用 者	2,789 (2,759)	2,571	188	(6.8)	3.8
中(短大卒)	合 格 者	1,148	873	275	24.0	22.9
	採 用 者	604	472	132	21.9	20.5
初(高校卒)	合 格 者	3,738	2,244	1,494	40.0	37.0
	採 用 者	2,127 (2,087)	1,264	823	(39.4)	34.6

注 1. ()内は、区分不明の県を除いたものである。

2. 中級については、該当24都道県を集計したものである。

② 指定都市（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者（57年度）

区 分		計	男子	女子	女子の比率	前 回 比 率 (57. 6. 1)
上(大学 級卒)	合 格 者	1,291 人 (1,209)	1,097 人	112 人	(9.3) %	10.3 %
	採 用 者	956	854	102	10.7	9.5
中(短大 級卒)	合 格 者	280 (275)	140	135	(49.1)	24.6
	採 用 者	186	82	104	55.9	26.7
初(高校 級卒)	合 格 者	1,083 (790)	415	375	(47.5)	47.6
	採 用 者	830	495	335	40.4	41.8

注 1. ()内は、区分不明の市を除いたものである。

2. 中級については、該当8市を、初級については該当9市を集計したものである。

(8) 女子公務員の在職、登用状況

① 53年度公務員の職種別、男女別職員数

区 分	計	男子	女子
全 職 種	3,062,499 人	2,041,844 人	1,020,655 人 (33.3) %
一 般 職 員	1,920,014	1,296,573	623,441 (32.5)
一 般 行 政 職	1,001,175	693,304	307,871 (30.8)
税 務 職	86,680	71,838	14,842 (17.1)
研 究 職	17,028	16,025	1,003 (5.9)
医師・歯科医師職	13,878	12,666	1,212 (8.7)
薬剤師・医療技術職	40,364	21,343	19,021 (47.1)
看護・保健職	96,754	1,644	95,110 (98.3)
教 育 公 務 員	926,068	540,588	385,480 (41.6)
警 察 官	202,874	198,956	3,918 (1.9)

(53. 4. 1現在 自治省「昭和53年度地方公務員給与の実態」)

注 1. 職種の内訳は抜粋である。

2. ()の数字は総数に対する女子の比率である。

② 女子公務員の登用状況

ア 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		総 数	男子	女子	女子の比率	前 回 比 率 (57.6.1)
本 庁	計	12,611 人	12,517 人	94 人	0.7 %	0.8 %
	知 事 部 局	8,940	8,849	91	1.0	1.0
	教 育 委 員 会	1,073	1,071	2	0.2	0.3
	そ の 他	2,598	2,597	1	0.0	
支 庁 及 び 地 方 事 務 所	計	31,439	30,732	707	2.2	-
	知 事 部 局	13,227	12,724	503	3.8	3.4
	教 育 委 員 会	18,212	18,008	204	1.1	-

注 1. 本庁の「その他」については、議会事務局、各種行政委員会並びに警視庁又は道府県警察本部等であり、知事部局及び教育委員会を除くすべてを含む。

2. 本庁の「その他」については、高知を除く。ただし福岡について、県警察本部は除く。

イ 都道府県における女子管理職の役職（本庁）

区 分		女子管理 職 総 数	局長クラス	部長クラス	次長クラス	課 長 ク ラ ス
知 事 部 局	実 数	91人	1人	2人	3人	85人
	(比率)	(100.0)	(1.1)	(2.2)	(3.3)	(93.4)
	前回実数	87	1	3	5	78
教 育 委 員 会	実 数	2	0	0	1	1
そ の 他	実 数	1	0	0	0	1
主 な 役 職 名	知 事 部 局		・ 福祉局長	・ 婦人青少年部長 ・ 児童部長	・ 福祉部次長 ・ 厚生部参事 ・ 青少年婦人室長	・ 婦人対策課長、婦人政策室長、 青少年婦人課長等婦人青少年 関係 ・ 県民生活課長、県民課長等 ・ 観光課長 ・ 老人福祉課長、高齢者福祉課 長、国民健康保険課長等福祉 関係 ・ 保健指導課長、予防課長等 環境、保健衛生関係 ・ その他総務関係、農業関係
	教 育 委 員 会				・ 文化部長	・ 社会教育課参事
	そ の 他					・ 県警察本部警務部厚生課参 事

ウ 都道府県における女子管理職の主な役職（支庁及び地方事務所）

区分	主 な 機 関 及 び 役 職 名	総 数	構成比
知事部局	合 計	503人	100.0%
	・保健所の所長（105）、次長、支所長（6）、医長、保健予防課長、公衆衛生管理監、主幹（管）、保健室長等（30）	141	28.0
	・各種医療施設の所（院、園）長（3）、副院長（2）、専門科医長、部長、副部長、主（技）幹、副参事（24）	29	5.8
	・公立病院 副院長（1）、医長、専門科部長（12）、医監（1）	14	2.8
	・医療施設、公立病院の総看護婦長（43）、副総看護婦長（7）、看護部（室）長（52）、副部長（5）、看護部参事（1）	108	21.5
	・福祉、医療関係専門学校（院、所）長（11）、副校（院）長（6）、教頭、科長、技幹等（4）	21	4.2
	・公立大学・短大教授（21）、助教授、主幹（6）	27	5.4
	・医療及び農業関係研究所の研究（室）員、主（技）幹（6）	6	1.2
	・職業訓練、就業援助施設の長（11）、次長（1）	12	2.4
	・婦人（勤労婦人）、児童、老人福祉施設等の長（10）、次長、部長、課長、技幹（6）	16	3.2
	・社会福祉事務所、婦人・児童相談所の長（6）	6	1.2
	・生活科学センター、消費センター所（館）長（13）、部長（1）	14	2.8
	・農業改良普及所の次長、課長、副参事（8）	8	1.6
	・県民関係行政センターの所長、課長（6）、税事務所課長、東京事務所副参事（2）	8	1.6
	・その他（婦人科長、看護専門学校副校長等内訳不明）	93	18.5
教育委員会	合 計	204	100.0
	・公立の小・中・高校の校長（76）、教頭（109）、事務長（2）、特殊学校の部主事（8）	195	95.6
	・養護教諭養成所副所長（1）	1	0.5
	・青年の家、少年自然の家の所長（2）、次長（2）	4	2.0
	・教育研修所課長（1）	1	0.5
	・図書館課長（2）	2	1.0
	・文化会館課長（1）	1	0.5

注 1. （ ）内は内数である。

2. 前回（57. 6. 1）の知事部局の総数は461人である。

エ 指定都市における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		総 数	男子	女子	女子の比率	前 回 比 率 (57. 6. 1)
本 庁	計	4,510 ^人	4,470 ^人	40 ^人	0.9 [%]	0.7 [%]
	市 長 部 局	3,491	3,463	28	0.8	0.7
	教 育 委 員 会	303	300	3	1.0	} 0.7
	そ の 他	716	707	9	1.3	
支 出 庁 張 及 所 び	計	5,310	5,056	254	4.8	—
	市 長 部 局	3,289	3,144	145	4.4	3.8
	教 育 委 員 会	2,021	1,912	109	5.4	—

注 1. 京都を除く。ただし、前回（57. 6. 1）については大阪を除く。

2. 本庁の「その他」については、議事事務局、各種行政委員会、市警察本部及び消防本部等で、市長部局及び教育委員会を除くすべてを含む。

オ 指定都市における女子管理職の役職（本庁）

区 分		女子管理職総数	部 長 ク ラ ス	次 長 ク ラ ス	課 長 ク ラ ス
市 長 部 局	総 数	28 ^人	5 ^人	0 ^人	23 ^人
	（比率）	(100.0)	(17.9)	(0)	(82.1)
	前回実数	27	6	0	21
教 育 委 員 会	総 数	3	0	0	3
そ の 他	総 数	9	1	1	7
主 な 役 職 名	市 長 部 局	・市民局婦人室長 ・民生局保育部長 ・衛生部参事 ・婦人行政推進室長 ・職員共済組合事務局長			・広報相談課長、広聴課長 ・消費生活課長 ・婦人問題担当室長等婦人、青少年関係 ・保健予防課長等保健衛生関係 ・保育部主幹等福祉関係 ・その他経済局参事等
	教 育 委 員 会				・婦人教育課長及び課長代理 ・保健体育課長
	そ の 他	・市立病院眼科主任医長		・市立病院伝染病科医長	・市立病院副医長 ・市立病院総看護婦長、看護課長、副看護課長 ・市立病院高等看護学院主任看護教員

カ 指定都市における女子管理職の主な役職（支庁及び出張所）

区分	主 な 機 関 及 び 役 職 名	総 数	構 成 比
市長部局	合 計	145人	100.0%
	・保健所の所長（21）、出張所長（1）、保健予防課長、副所長、次長、参事、主幹、副主幹（23）	45	31.0
	・各種医療施設の棟長（1）	1	0.7
	・公立病院の長（1）、医長、専門科部長、科長（16）	17	11.7
	・公立病院の総看護婦長（22）、看護科（部）長（6）、副看護（婦、部、課）長等（4）	32	22.1
	・研究所主幹（1）	1	0.7
	・看護学校教務課（科）長、主幹（3）、栄養専門学校事務長（1）	4	2.8
	・保育所（園、室）、消費センター等の所（館）長（8）、児童相談所、消費センター福祉事務所等の主幹等（3）	11	7.6
	・区長（1）	1	0.7
	・不明（33）	33	22.8
教育委員会	合 計	109	100.0
	・市立学校の校長（35）、教頭（21）、指導主事（1）	57	52.3
	・幼稚園長（48）	48	44.0
	・婦人会館長（3）、同副館長（1）	4	3.7

注 1. （ ）は内数である。

2. 前回（57. 6. 1）の市長部局の総数は144人である。

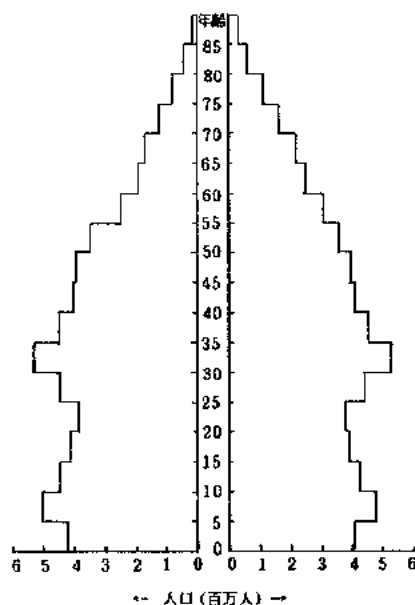
Ⅱ 各種統計に見る婦人の概況

1 人口動態

(1) 年齢別人口構成の推移

厚生省人口問題研究所の推計によると、人口の高齢化は急速に進み、1980年に釣鐘型であった人口ピラミッドが、2000年には壺型となり、65歳以上人口比率は15%を上回る。さらに、2025年になると、高年齢部分と低年齢部分の大きさにあまり差のない長方型へと変化し、5人に1人が高齢者という割合になる。

(1980年)

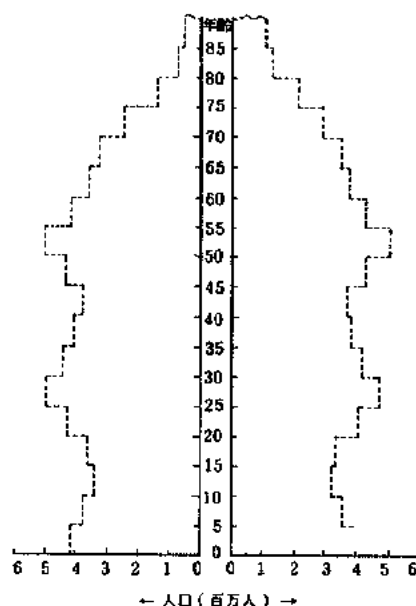


資料出所 厚生省人口問題研究所

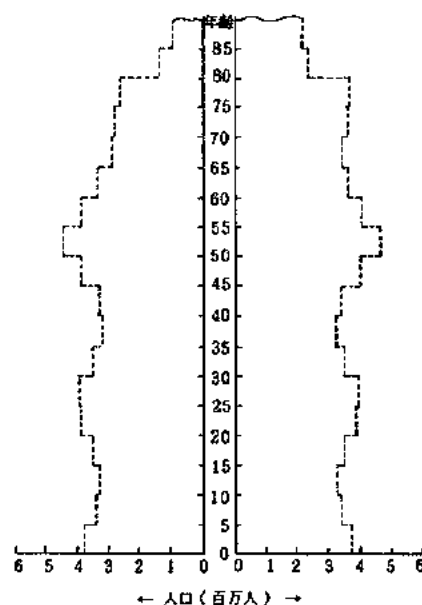
「日本の将来推計人口」

(昭和56年11月推計)

(2000年)



(2025年)



(2) 人口動態の推移

年	出 生		死 亡		平均寿命		平 均 初婚年齢		婚 姻		離 婚		合 計 特 殊 出生率	平 均 世 帯 人員数
	件数	率 (人口 千対)	件数	率 (人口 千対)	女	男	女	男	件数	率 (人口 千対)	件数	率 (人口 千対)		
昭和15年	万件 211.6	29.4	万件 118.7	16.5	歳 49.6	歳 46.9	歳 20.8	歳 24.8	万件 66.7	9.3	万件 4.9	0.68	4.11	5.00
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8	26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	2.37	4.97
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4	27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	2.00	4.54
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5	27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	2.14	4.05
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2	26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	2.13	3.69
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7	27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	1.91	3.44
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2	27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	1.75	3.22
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3	28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	1.77	3.25

資料出所 厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「厚生行政基礎調査」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

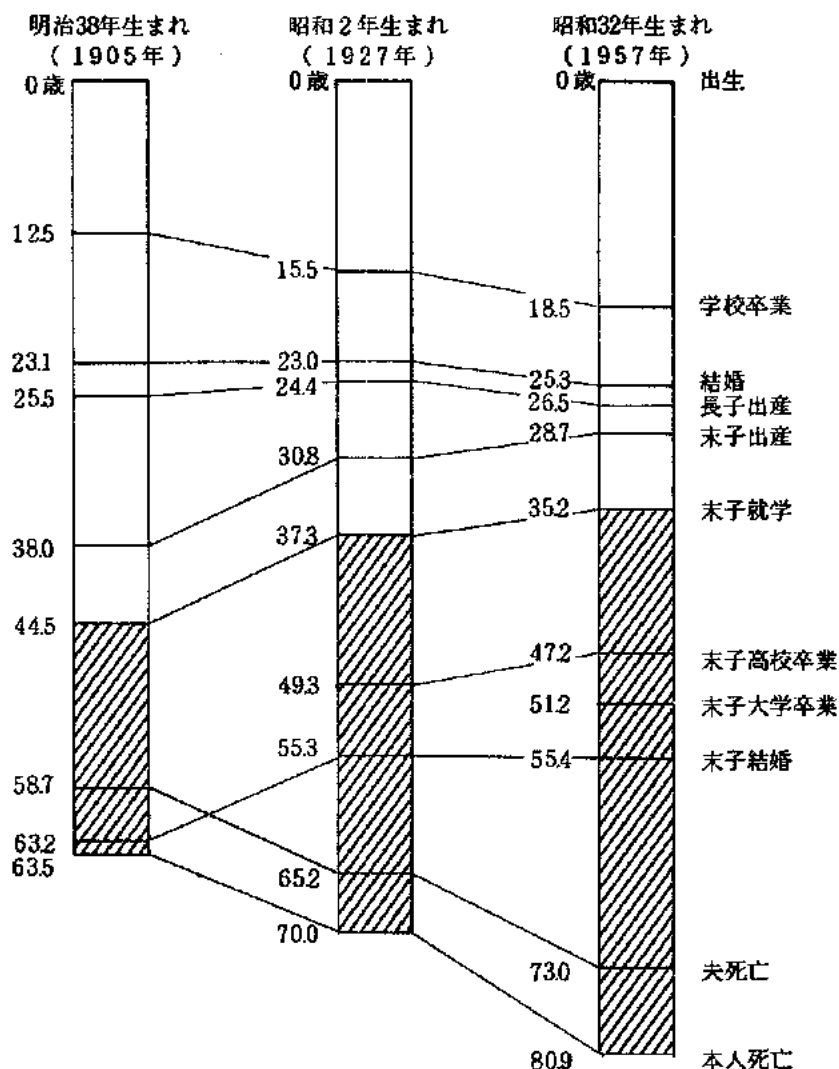
総理府「国勢調査」

昭和15年 — 経済企画庁「昭和49年度国民生活白書」

(注) 合計特殊出生率 = 1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。

(3) 婦人のライフ・サイクルの変化

出生児数の減少、平均寿命の伸長等により、子育て後の期間が長くなっている。



(注) このモデルの出生年は、昭和3年、25年、57年の平均初婚年齢から逆算して設定した。

各ライフ・ステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。

資料出所 厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「出産力調査」

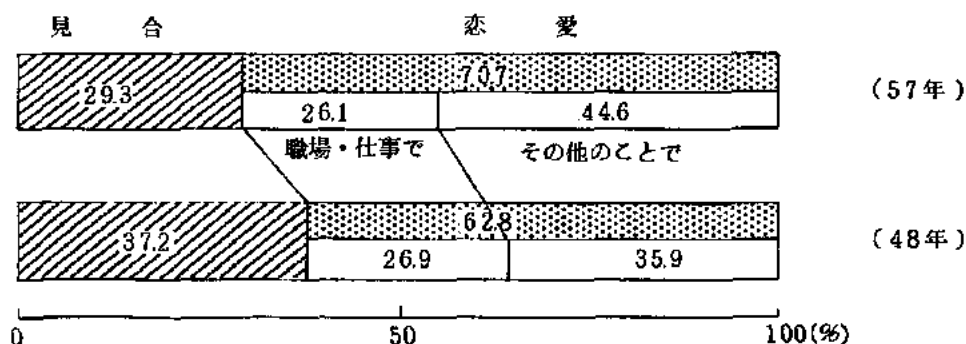
文部省「学校基本調査」

(4) 婚姻の概況

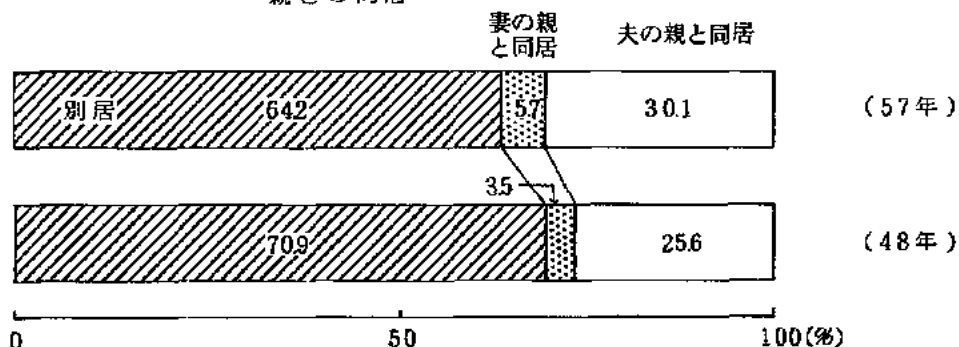
厚生省「人口動態社会経済面調査(婚姻)」の昭和57年版と48年版を比較して最近の婚姻についてみると、結婚の形態は見合いが減り、恋愛が増えている。また、親との同居が増えている。希望する

子供の数は、平均で妻2.2人、夫2.4人で減少してきている。

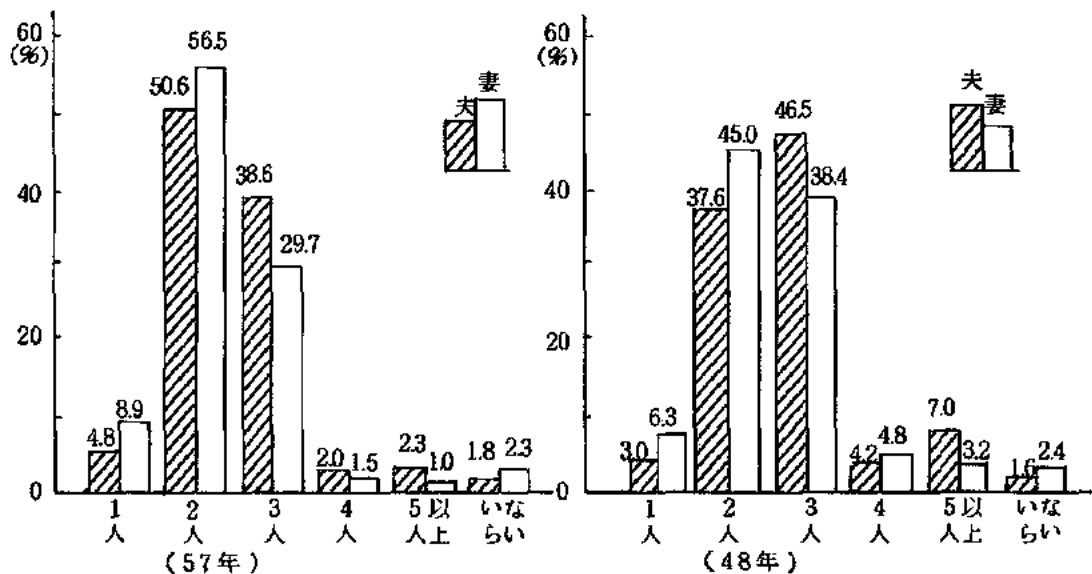
結婚の形態



親との同居

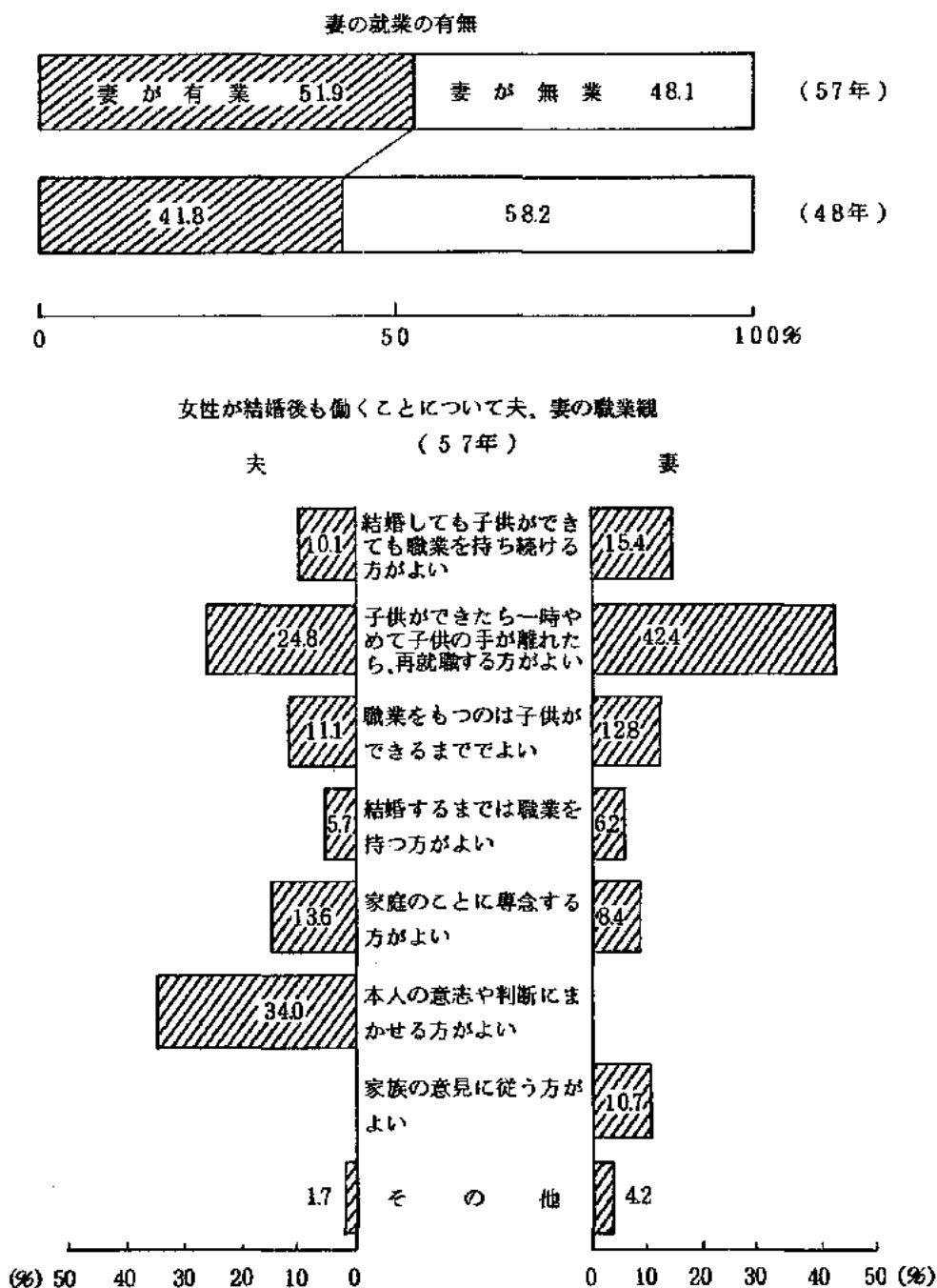


夫・妻が希望する子供の数



また、共働き夫婦が増加しており、共働き家庭の平均月収は27万5千円と非共働き家庭の19万5千円を上回っており、妻の平均月収は11万4千円である。

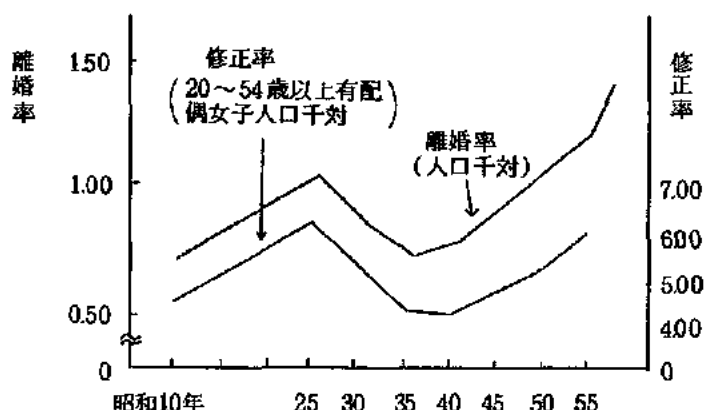
女性が結婚後も働くことについてどのように考えているかをみると、妻は「子どもができたらかしやめて手が離れたら再就職する」が最も多く、夫は「本人の意志に任せる」が最も多い。



(5) 離婚の概況

人口動態統計により離婚について見てみると、昭和35年以降、離婚件数は一貫して増え続け、57年中に離婚した夫婦は16万3992組、人口千人当たりの離婚率は1.39である。しかし、この離婚率の上昇は未婚人口の減少、有配偶人口の増加といった人口構成変化の影響を受ける。そこで、国勢調査によって、20～54歳の有配偶女子人口千人当たりに占める離婚率をみると、55年には607と年々、上昇傾向を辿っているが25年の619には及ばない。

年次別離婚率の推移



資料出所 「人口動態調査」(厚生省) 「国勢調査」(総理府)

近年の離婚の特徴としては、同居期間の長い層での離婚が増えており、離婚夫婦のうち同居10年以上が、昭和40年23.2%、50年26.4%、56年38.6%となっている。

子供がいても離婚する者の割合も増え、妻が全児の親権を行使する割合も増加している。

資料出所 厚生省「人口動態統計社会経済面調査(婚姻)」(昭和48年、57年)

2 婦人の教育

(1) 進学率の推移

高等学校への進学率は、昭和44年を境に女子の進学率が男子のそれを上回るようになったが、その伸びは昭和54年以降頭打ちであり、昭和58年には初めて前年を下回った。

また、女子の短期大学・大学への進学率の伸びは、30年以降、短期大学で7.7倍（男子0.9倍）、大学5.1倍（男子2.8倍）といずれも男子の伸びを上回っているが、近年、進学率は低下傾向にある。

(%)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	-	-	-	-	-	-
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
58	94.0	95.2	92.8	10.7	19.9	1.8	24.4	12.2	36.1

資料出所 文部省「学校基本調査」

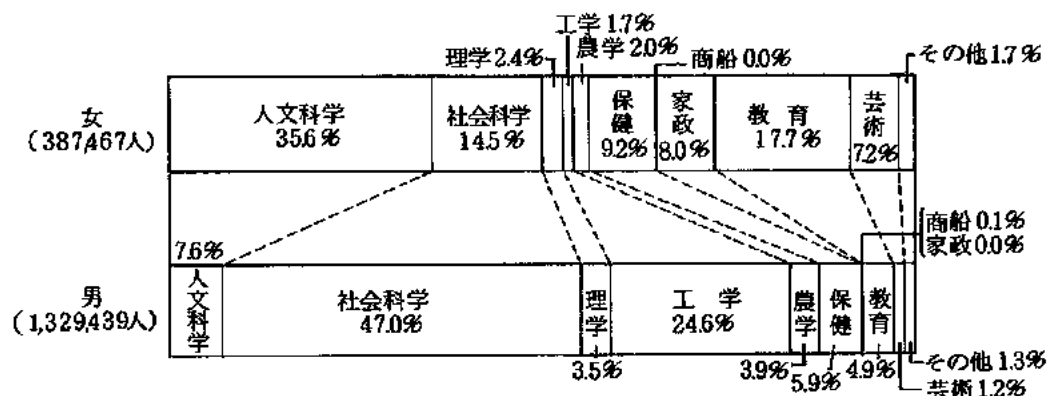
(注) 1. 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} - \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業生数}} \times 100$

2. 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生}} \times 100$

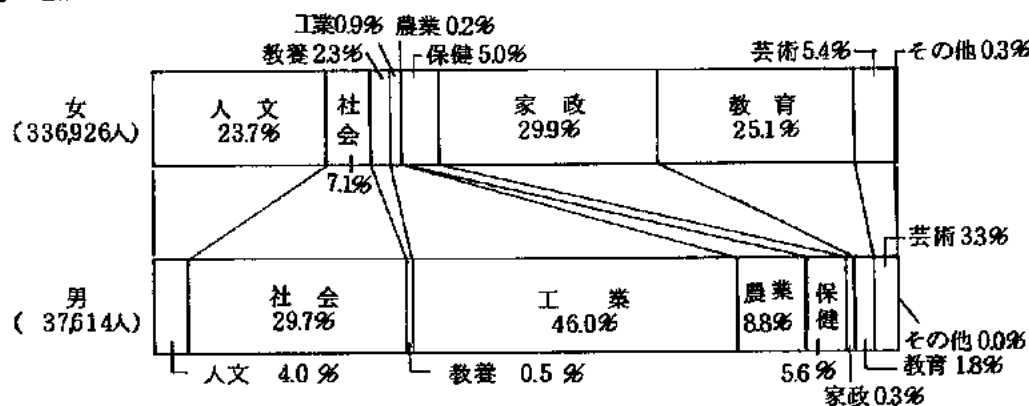
② 大学・短期大学学生の専攻分野別構成比

女子学生の専攻分野を見ると、大学では人文科学、教育、社会科学に多く短期大学（本科）では、家政、教育、人文が多い。これに対して、男子は社会科学（社会）、工学（工業）が多い。

① 大学（学部）



② 短期大学（本科）



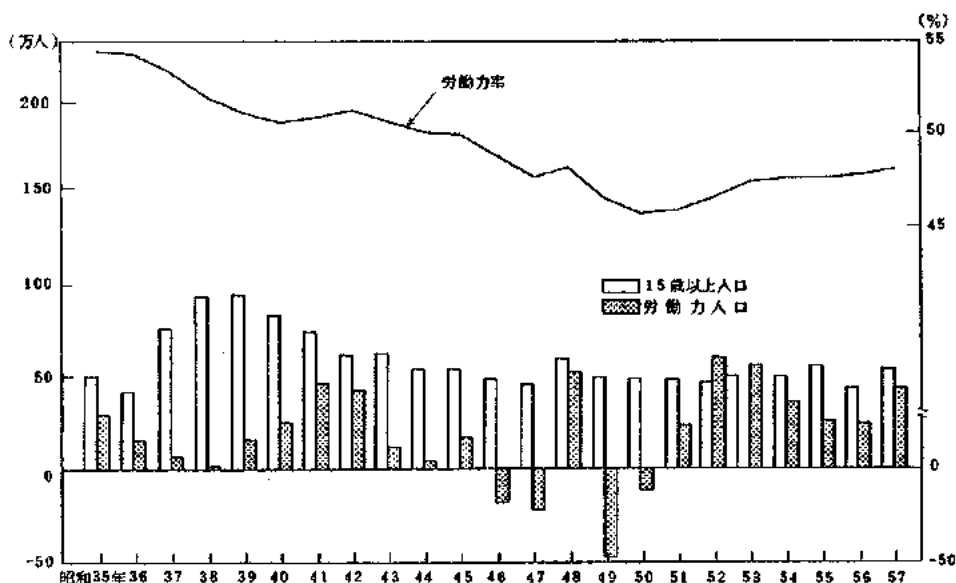
資料出所： 文部省「学校基本調査」（昭和57年度）

3 婦人の労働

(1) 女子労働力人口、非労働力人口及び労働力率の推移

女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は、35年の1838万人から57年には2252万人となった。
労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50年まで長期的に低下した後上昇に転じており、57年には48.0%となった。

女子15歳以上人口、労働力人口の対前年増減数及び労働力率の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 労働力率 = $\frac{\text{女子労働力人口}}{\text{女子15歳以上人口}}$

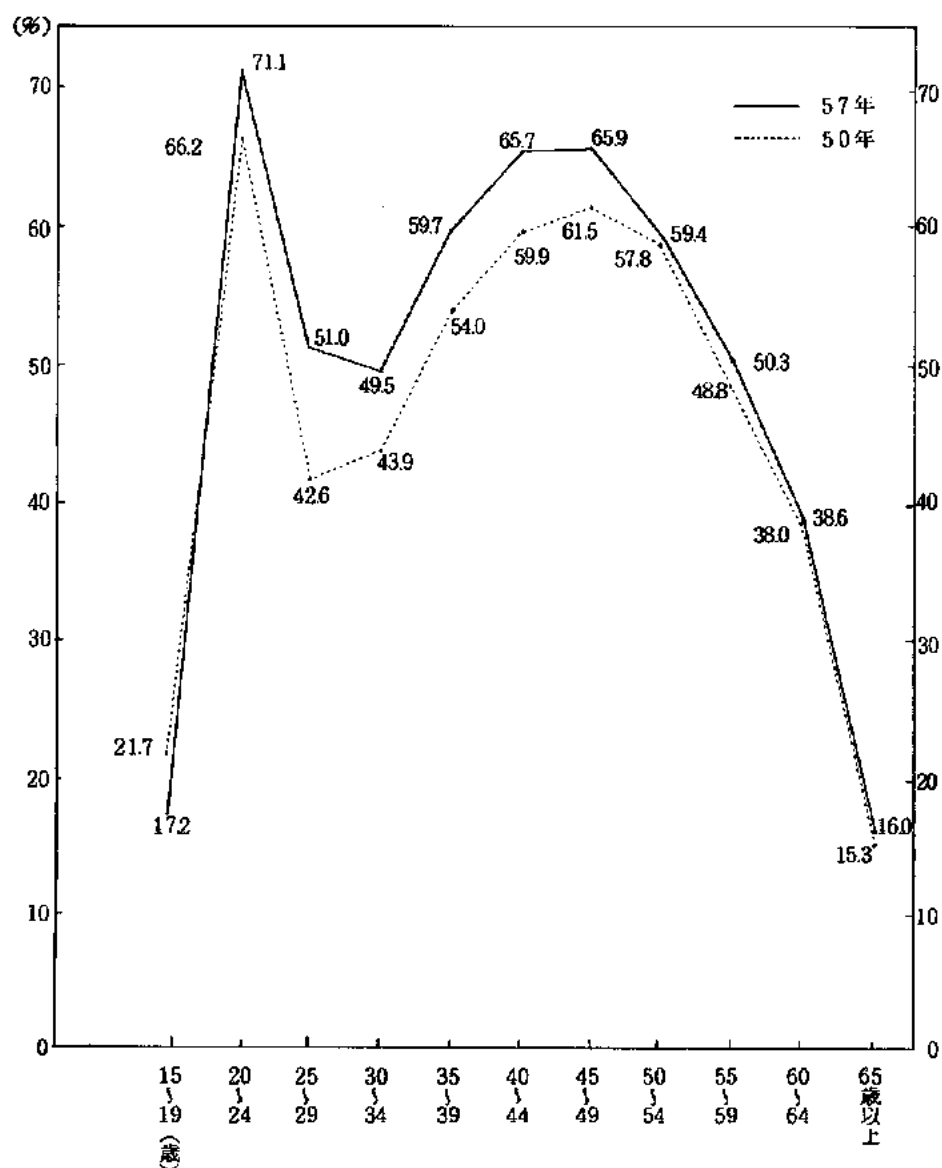
15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口 (C)	労働力率 (B/A)	労働力人口の男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総 数	昭和35年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
女	昭和35年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
男	昭和35年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0

資料出所
総理府統計局「労働力調査」

(2) 年齢階級別女子労働力率の変化

女子の年齢階級別労働力率は、20～24歳の学卒就職期に高く、25～34歳の出産、育児期に低下し、35～54歳で再び上昇して、55歳以降低下するといういわゆるM字型カーブを描いているが、昭和50年以降、20～54歳のすべての年齢層において労働力率が上昇している。

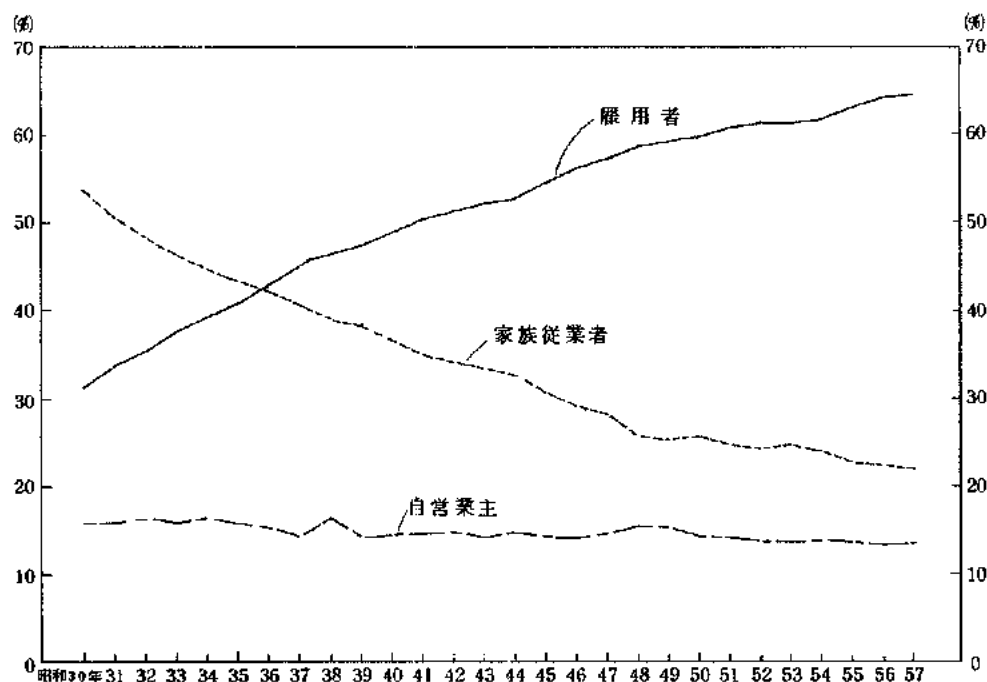


資料出所 総理府「労働力調査」

(3) 従業上の地位別女子就業者構成割合の推移

女子就業者は昭和57年には2,200万人で、就業者全体の39.0%を占めている。

従業上の地位別にみると、雇用者1,418万人(64.5%)、家族従業者483万人(22.0%)、自営業主296万人(13.5%)である。その構成割合の長期的推移を見ると、昭和30年には半数以上を占めていた家族従業者の割合が農家世帯人口の減少により急速に低下する一方、雇用者の割合は一貫して上昇し、昭和57年には全体の3分の2を占めるに至っている。



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

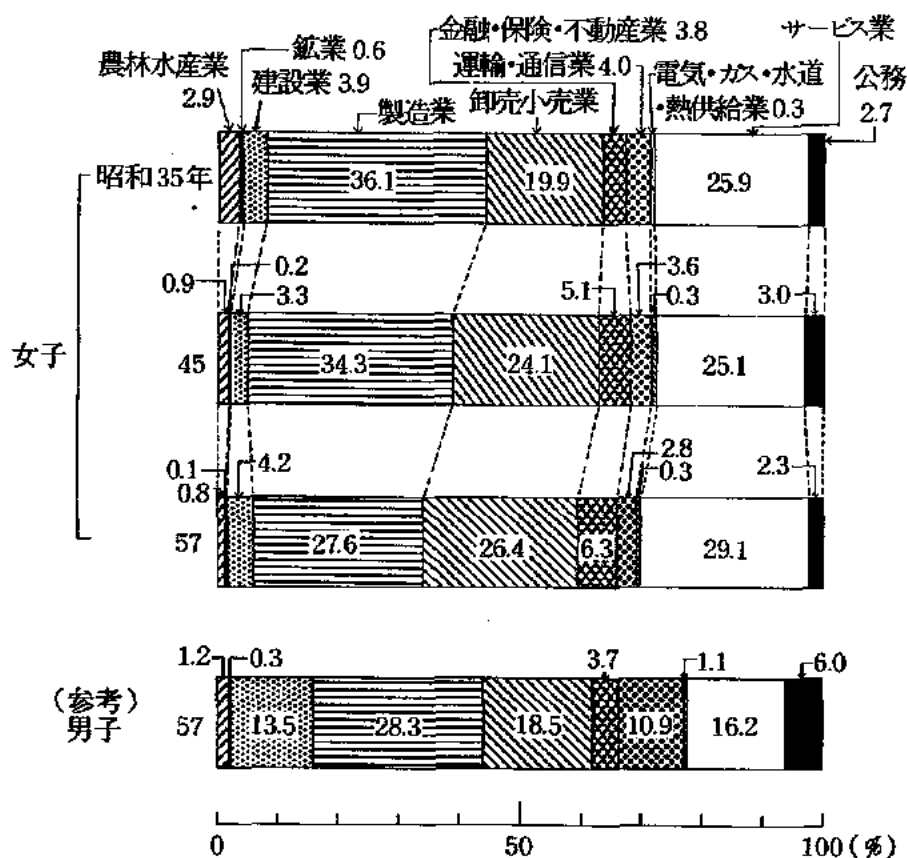
(4) 女子雇用者の状況

女子雇用者数は昭和35年の738万人から57年には1418万人へと増加し、雇用者総数に占める女子の割合は35年の31.1%から57年には34.6%へと徐々に高まってきている。

① 産業別女子雇用者構成比の推移

女子雇用者の多い産業は、サービス業（412万人）、製造業（329万人）、卸売、小売業（374万人）で、この三産業で全体の8割以上を占めている。長期的に見ると、第2次産業から第3次産業へウェイトが移ってきている。

産業別女子雇用者構成比の推移



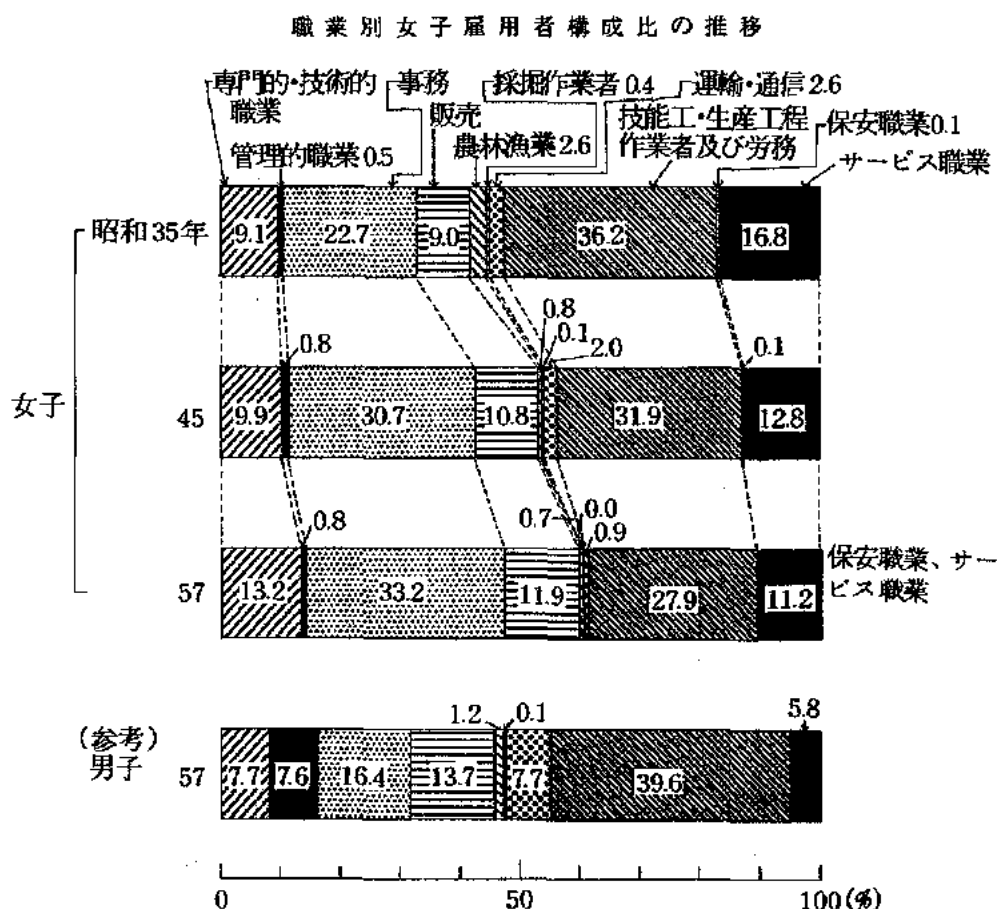
資料出所 総理府統計局「国勢調査」(昭和35年、45年)

総理府統計局「労働力調査」(昭和57年)

② 職業別女子雇用者構成比の推移

職業別には、事務従事者（471万人）と技能工、生産工程作業員（317万人）で女子雇用者全体の過半数を占めている。

長期的には、事務従事者、専門的・技術的職業従事者、販売従事者、管理的職業従事者の割合が一貫して高まっている。



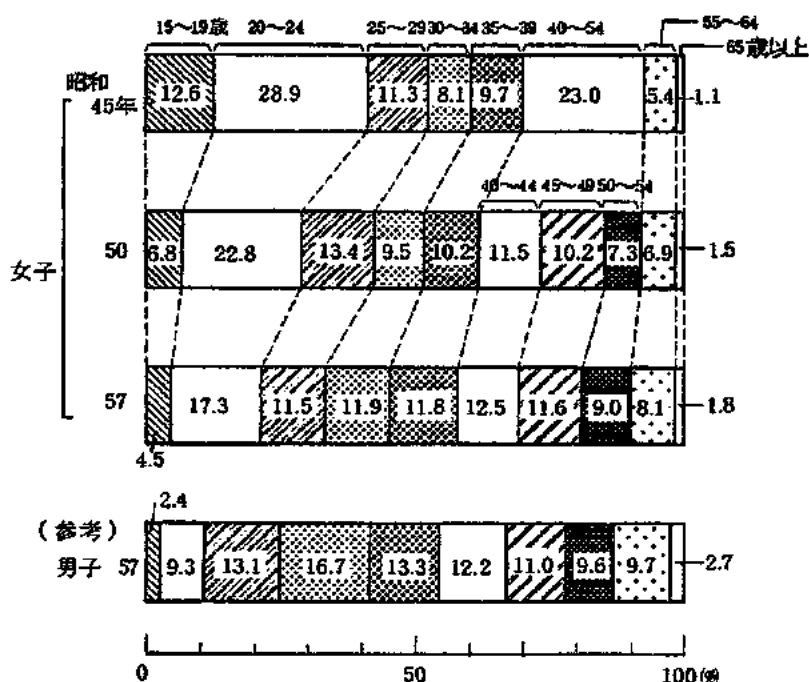
資料出所 総理府統計局「国勢調査」（昭和35年、45年）

総理府統計局「労働力調査」（昭和57年）

③ 女子雇用者の質的变化

女子雇用者の中高年齢化が進み、35歳以上層の割合が、昭和45年の39.2%から52年には5割を超え、57年には54.8%となった。

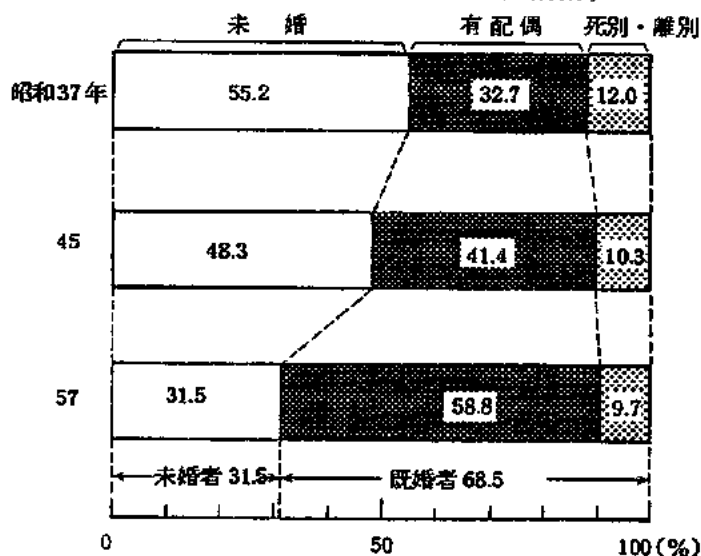
年齢階級別女子雇用者構成比の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

中高年女子雇用者の増加とともに有配偶者の割合も高まり、非農林業女子雇用者に占める有配偶者の割合は、昭和37年の32.7%から49年に5割を超え、57年には58.8%となった。

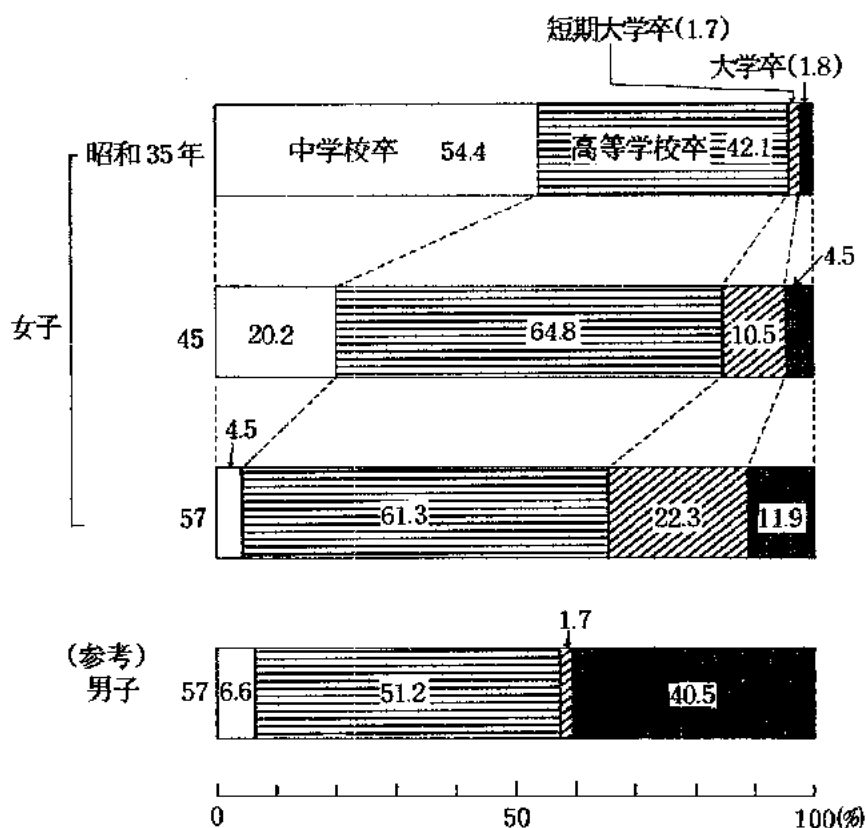
配偶関係別女子雇用者構成比の推移（非農林業）



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

女子の高等教育への進学率の高まりを反映して女子雇用者の学歴水準も高まり、新規学卒就職者の学歴別構成比を見ると短期大学、大学卒が昭和35年の35%から57年には34.2%となった。

学歴別女子新規学卒就職者構成比の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」

学歴別に新規学卒者の就職率の推移をみると、昭和35年以降、中学校卒業者の就職率は著しく低下し、また高等学校卒の就職率も昭和50年には5割を割っており、これらはいずれも進学率の上昇によるものとみられる。短期大学、大学卒業者の就職率は、女子は昭和35年に比べて特に短大卒で大きく上昇しており、大学卒についても長期的には上昇傾向にある。

学歴別新規学卒者就職率の推移

区 分			中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大学卒
就職率 (%)	就 女	昭和35年	37.5	58.6	49.8	64.1
		40	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	5.9	48.1	73.2	62.8
		52	4.7	45.6	71.3	59.4
		53	4.2	45.8	70.9	60.2
		54	3.6	45.6	72.3	62.9
		55	3.2	45.6	76.4	65.7
		56	3.2	45.7	78.4	67.6
		57	3.2	45.6	78.1	69.2
	男	昭和35年	39.7	63.7	79.5	86.3
		40	26.9	57.9	84.1	86.6
		45	16.5	55.4	80.5	82.8
		50	5.9	41.1	73.9	77.5
		52	5.0	39.4	73.1	75.9
		53	4.6	39.9	71.4	75.7
		54	4.3	39.9	71.4	77.0
		55	4.5	40.2	71.8	78.5
		56	4.7	40.4	73.5	79.0
		57	4.7	40.1	74.2	79.1

資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 1. 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$

2. 各年3月卒

(参考) 短期大学、4年制大学における女子学生の就職希望率の推移

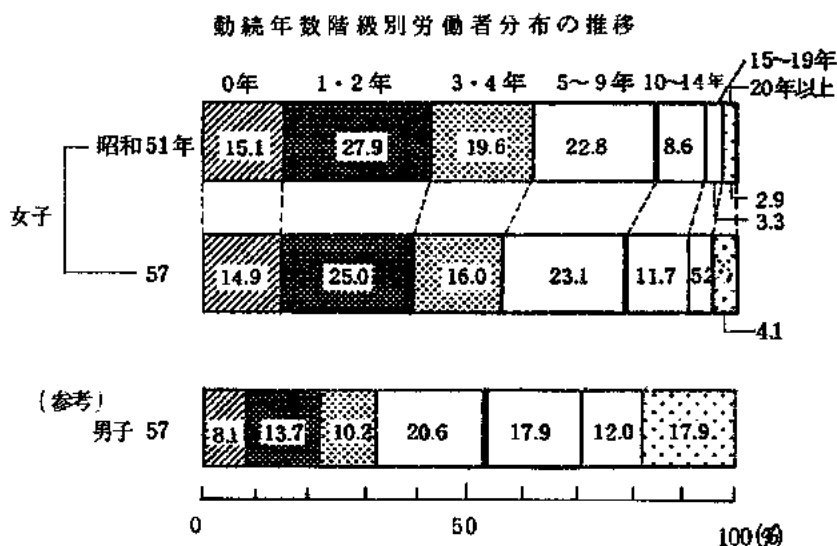
(%)

区 分	昭和51年	52	53	54	55	56	57	58	59
短期大学	80.0	78.7	88.4	85.8	85.8	87.7	93.0	92.1	93.5
4年生大学	78.7	78.2	83.5	85.2	86.2	88.4	90.7	92.3	92.8

資料出所 日本リクルートセンター「女子学生の就職動機調査」

(注) 各年3月卒業予定者の数値である。

女子の平均勤続年数は昭和51年の5.3年から57年には6.3年へと伸びた。また、10年以上勤続者の割合が57年には2割を超えた。



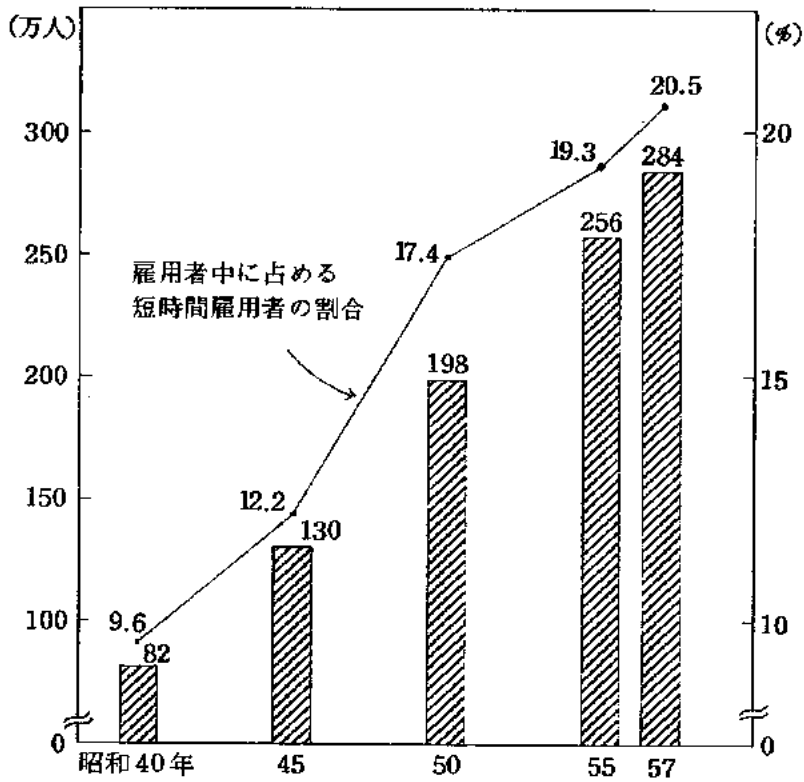
資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

④ パートタイム労働者の増加

近年の女子労働者の増加はパートタイム労働者の増加によるところが大きい。短時間就労に適した第3次産業分野の拡大、景気停滞下の企業の入件費増抑制といった需要側の要因に、短時間就労を希望する主婦の増加といった供給側の要因が適合し、増加が続いている。

女子パートタイム労働者（週の就業時間が35時間未満の短時間雇用者（非農林業））は、昭和40年の82万人から57年には284万人に増え、女子雇用者総数に占める割合は40年の9.6%から、57年には20.5%となった。

短時間雇用の推移（非農林業）

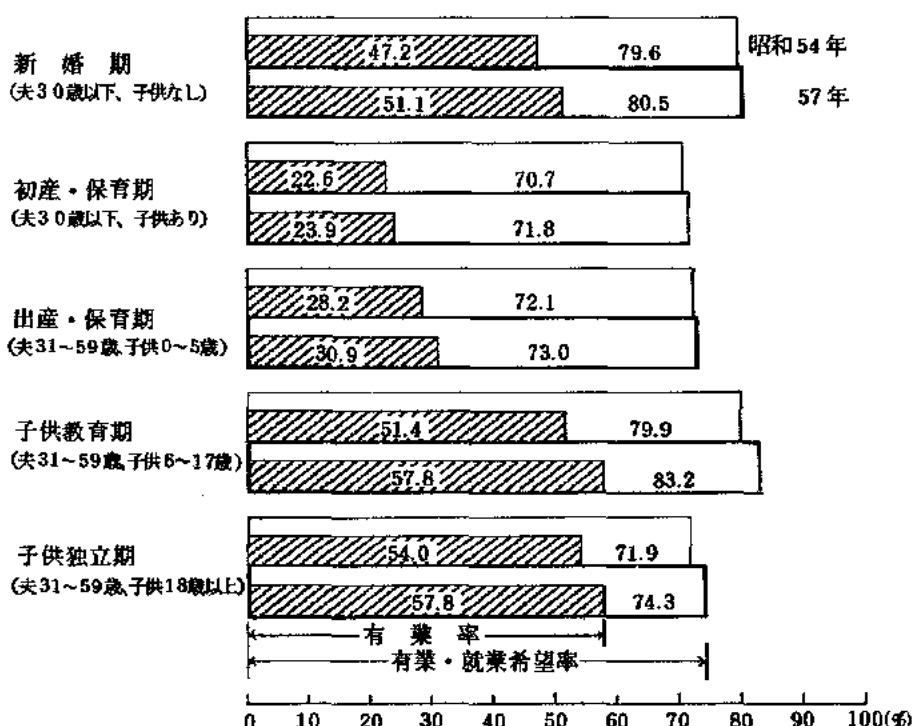


資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(5) 子供の存在と主婦の就業との関係

近年、家庭の主婦の労働力化が著しいが、家庭の主婦の就業を規定する第1の要因は子供の問題にあり、特に乳幼児の有無が大きく影響する。核家族世帯における家族形成段階別妻の有業率をみると、初産・保育期及び出産・保育期において低く、有業・就業希望率（有業者と無業者中の就業希望者を合わせたもの）と、実際の有業率との間にギャップが大きい。

核家族世帯における家族形成段階別妻の有業率及び有業・就業希望率



資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

- (注) 1. 有業率 = $\frac{\text{当該区分の有業者}}{\text{当該区分の人口}}$
2. 有業・就業希望率 = $\frac{\text{当該区分の有業者} + \text{無業者中の就業希望者}}{\text{当該区分の人口}}$

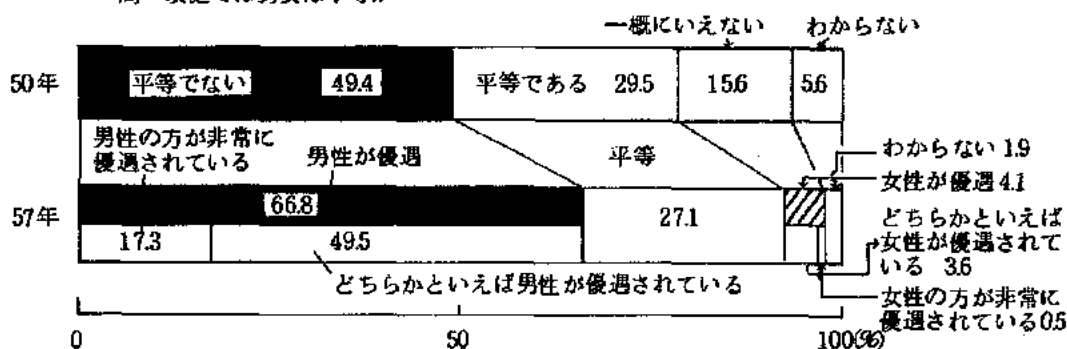
4 婦人の意識

総理府の世論調査によって婦人の意識の変化をみると以下のとおりである。

(1) 家庭での男女の地位の平等について

家庭での男女の地位について、不平等感を持っている女性が多く、近年、さらに不平等感が強まっていると思われる。

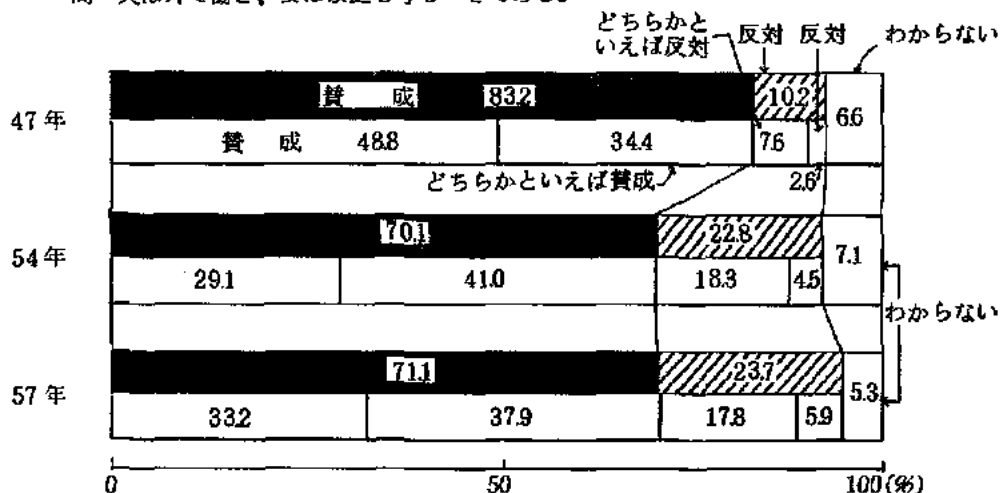
問 家庭では男女は平等か



(2) 夫婦の役割分担について

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という伝統的な役割分担意識は依然根強いものの、近年は、かなり変化してきている。

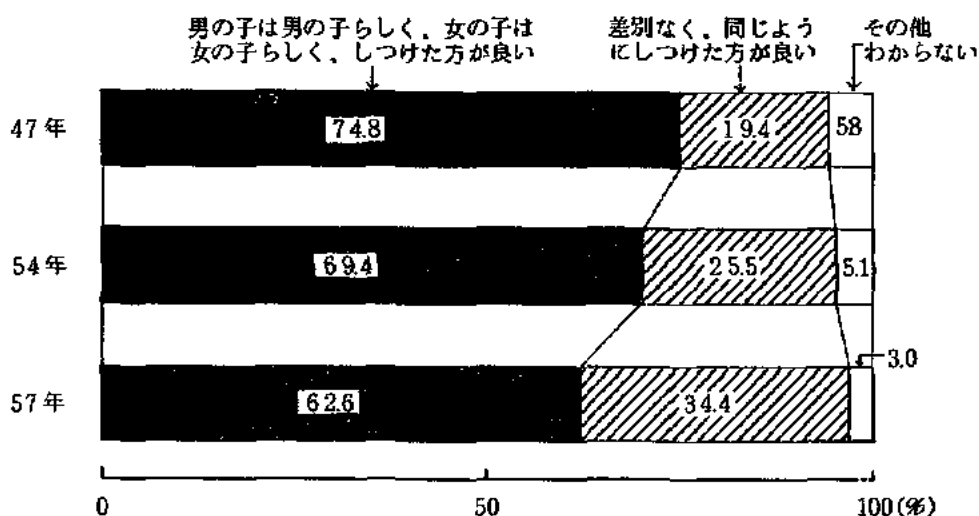
問 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。



(3) 子供のしつけ方について

子供のしつけ方に関する考え方は、「男は男らしく、女は女らしく」が多いが、「差別なく同じようにしつける」とするものが大幅に増えている。

問 子供のしつけ方について男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけた方が良いと思うか。

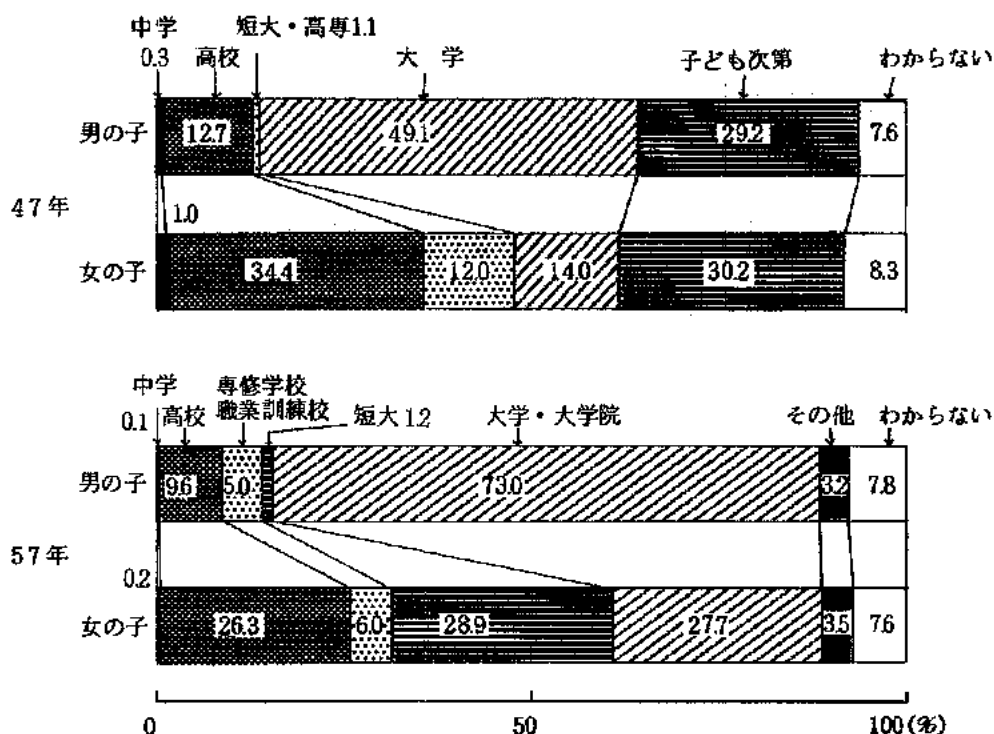


(4) 子供の教育について

子供に受けさせたい教育程度について、依然として男の子は大学、女の子は短大までという考えが強いが、最近女の子も大学へという高学歴指向が高まっている。

問 子どもの教育について、男の子の場合はどの程度まで受けさせたらよいと思うか、女の子の場合はどうか。

子供に受けさせたい教育程度

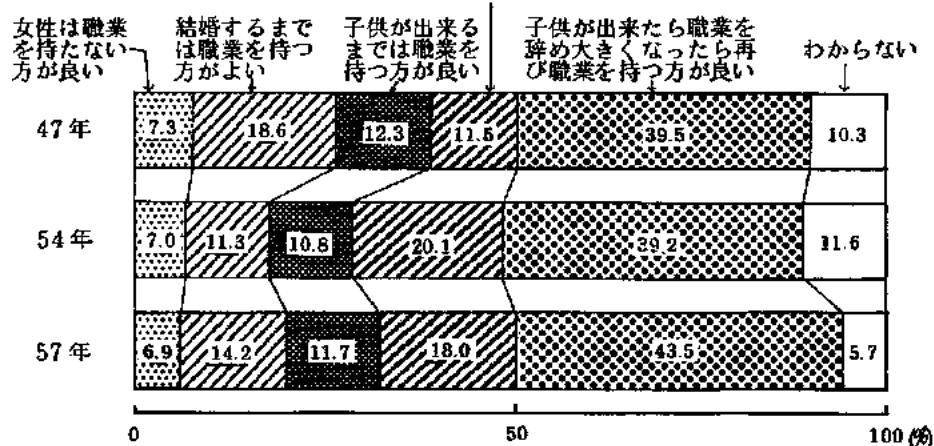


(5) 女性が職業を持つことについて

女性の職業観をみると、育児期は家庭に入り再就職を考える者が最も多いが、育児期も職業の継続を考える者も増えている。

問 一般的に女性が職業を持つことについて、どのように考えるか。

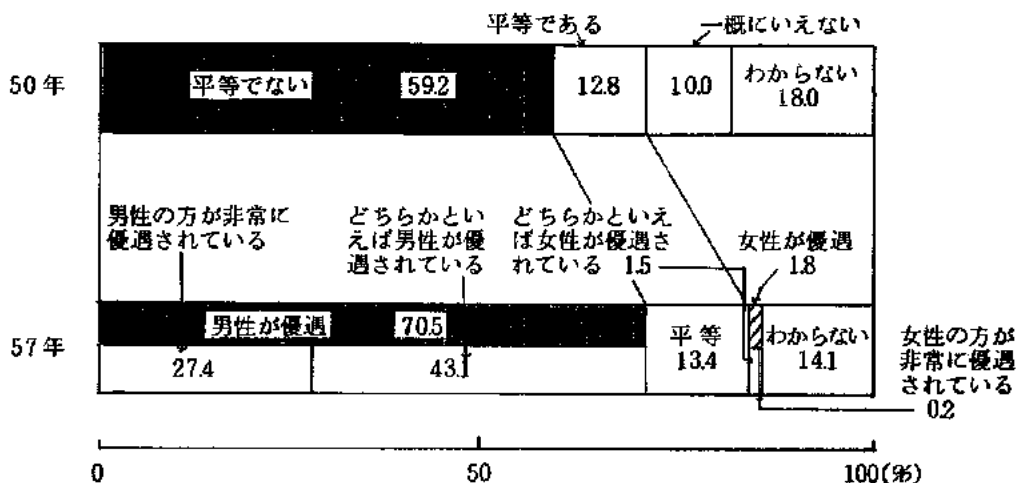
子供が出来てもずっと職業を続ける方がよい



(6) 職場での男女の地位の平等について

職場における男女の地位について、不平等感を持っている女性が多く、近年それがさらに強まっていると思われる。

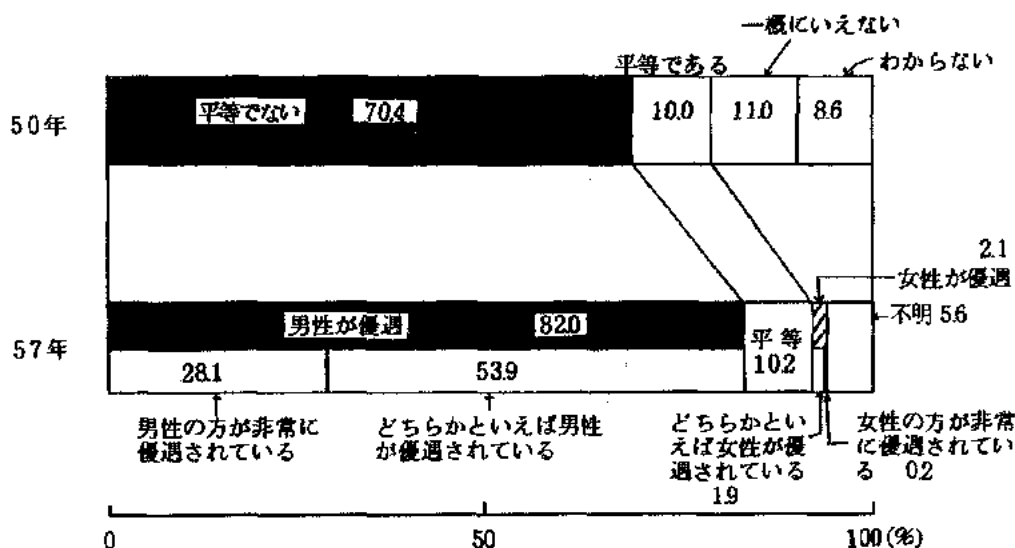
問 職場においては男女は平等に扱われているか。



(7) 社会通念、慣習、しきたりなどでの男女の地位の平等について

社会通念、慣習、しきたりの面において、不平等感を持っている女性はかなり多く、近年さらに不平等感が強まっていると思われる。

問 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女は平等か。



資料出所

昭和47年「婦人に関する意識調査」	内閣総理大臣官房広報室	調査対象18歳以上女性 20,000人 (男性18歳以上 3,000人)
昭和50年「男女平等に関する世論調査」	同上	(20歳以上女性 2,700人) (男性20歳以上 2,300人)
昭和54年「婦人に関する世論調査」	同上	(20歳以上女性 10,000人) (男性20歳以上 5,000人)
昭和57年「婦人問題に関する国際比較調査」	内閣総理大臣官房審議室 (婦人問題担当室)	(18~59歳の女性 1,300人)

Ⅳ 国連婦人の十年1985年世界会議の成果の検討と評価の ための地域政府間準備会議の開催等について

1 経 緯

- (1) 国連は、「国連婦人の10年」最終年の1985年に、この10年間の成果の見直しと評価を行うとともに、西暦2000年までの婦人の地位向上のための具体的措置等を検討するための世界会議を開催することとしているが、この会議を十分に意義あるものにするために、まず国連の地域レベルで検討を行うことが、1985年世界会議のための第1回準備委員会(国際ニュースの項参照)で勧告されている。
- (2) 我が国としては、このような地域政府間会議開催の意義を認め、1983年4月19日から29日までタイのバンコクにおいて開催された第39回エスカップ総会で、エスカップ主催による「国連婦人の十年の成果の検討と評価のための1985年世界会議のための地域政府間準備会議」を1984年3月に日本において開催する旨提案し、承認された。

2 開催時期等

- (1) 開催時期 1984年3月26日～30日

- (2) 開催場所 東京 経団連会館

なお、会議内容の詳細については、未定である。

3 会議開催に伴う関連事業の実施について

婦人問題企画推進本部においては、会議の日本開催を機に、婦人問題に対する国民の関心を一層高めるとともに、アジア太平洋地域各国の人々と我が国婦人などとの交流を図り、相互理解を深めるため、シンポジウムを開催する他、会議と併行して、我が国婦人の現状等を紹介するためのパネル展の開催、婦人関係施設等の視

察等を実施することとしている。

＜アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム

— 国際協力への婦人の貢献 — >

- 主 催 婦人問題企画推進本部
- 協 賛 都道府県、指定都市、財団法人日本国際連合協会、財団法人日本エスカップ協会、日本放送協会、財団法人日本新聞協会、財団法人民間放送連盟
- チ ー ム 国際協力への婦人の貢献
— 平等・発展・平和 —
- 開 催 日 時 昭和59年3月22日
午前10時～午後4時30分
- 開 催 場 所 日本都市センターホール
- 会議の構成 アジア・太平洋地域における国際協力への婦人の貢献に関する実践的活動及び体験に基づく意見の発表並びにアジア・太平洋地域における国際協力への我が国婦人の貢献に関するシンポジウム等

4 参 考

アジア・太平洋経済社会委員会(エスカップ)とは、国連経済社会理事会の下部機関である地域経済委員会の一つで、アジア・太平洋地域内における経済社会開発のための協力機関であり、加盟国は次のとおりである。

エスカップ加盟国：44カ国

域内正加盟国 アフガニスタン、オーストラリア、(30カ国) ア、バングラデシュ、ブータン、ビルマ、中国、フィジー、インド、インドネシア、イラン、日本、カンボディア・ラオス、マ

レイシア、モルデイヴ、モンゴル、ナウル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、バプア・ニューギニア、フィリピン、韓国、西サモア、シンガポール、ヴィエトナム、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、トンガ

域外正加盟国 フランス、オランダ、ソ連、英国、米国
 (5 カ国)
 準加盟国 ブルネイ、クック諸島、キリバス、ツバル、香港、太平洋信託
 (地域を含む)
 (9 カ国) 統治領、バヌアツ、ニウエ、グアム

(注) ESCAP = Economic and Social Commission for
Asia and the Pacific

1 婦人問題企画推進本部の動き

(1) 審議会等委員への婦人の登用について

58年1月17日、総理府において婦人問題企画推進本部幹事会議が開催され、政策決定への婦人の参加を促進する特別活動のうち、審議会等委員への婦人の登用については、婦人委員の割合を政府全体として10%とするよう努力してきたところであるが、昭和60年度末までに原則として各審議会等に新たに1名ずつ婦人を登用する等により、今後も政府全体として10%となるようさらに鋭意努力する旨の申合せが行われた。今後各省庁ともこの方針に沿って努力することとなった。

審議会等委員への婦人の登用について

(昭和58年1月17日)
婦人問題企画推進本部
幹事会議申合せ

政策決定への婦人の参加を促進する特別活動については、推進要綱に基づき、昭和52年6月以来強力に推進してきたところであり、審議会等委員への婦人の登用に当たっては婦人委員の割合を政府全体として10%とするよう努力してきたところであるが、昭和60年度末までに原則として各審議会等に新たに1名ずつ婦人を登用する等により、今後も政府全体として10%となるようさらに鋭意努力するものとする。

(2) 「婦人の現状と施策 — 国内行動計画に関する報告書(第3回)」の作成

婦人問題企画推進本部構成省庁が分担執筆し、総理府において取りまとめられた「婦人の現状と施策 — 国内行動計画に関する報告書(第3回)」が58年4月26日閣議報告、了承された後公表された。本書は、「国内行

動計画」の目標を達成するための資料として、「国連婦人の10年」中間年以降の施策の推進状況を中心とした現状と施策をとりまとめたものである。

(2) 昭和58年度婦人問題推進地域会議の開催

婦人問題企画推進本部では、国内行動計画の一層の推進を図るため、各地域における各分野の活動状況及び今後の課題等について、報告及び意見交換等を行うため昭和58年度婦人問題推進地域会議を全国3地区で開催した。

本年は、59年3月、我が国において、エスカップ主催によるアジア・太平洋地域政府間会議が開催されるなど、国内施策の推進とともに国際協力の推進が一層必要となっている状況にかんがみ、特に、国際協力への婦人の寄与を重視しつつ実施することとし、主テーマを「国連婦人の10年最終年に向けて」、サブテーマを「男女がともに築く心豊かな社会、ひろがる国際協力の和」(北海道・東北・関東地区、10月26日 栃木県で開催)、「男女の共同参加による家庭・地域・職場づくり、国際社会に拓ける婦人の貢献」(中部・北陸・近畿地区、10月19日 長野県で開催)、「男女の共同参加で築く豊かな社会、広げようコミュニケーションの輪」(中国・四国・九州地区、広島県で開催)として活発に、活動例の発表、パネル討議等が行われた。

(4) 第7回全国婦人問題担当課(室)長会議の開催

総理府は、58年6月24日、第7回全国婦人問題担当課(室)長会議を開催した。本会議は、国内行動計画の普及の一環として、国及び地方公共団体の有機的連携を図るとともに、地方公共団体における婦人関係行政施策の総合的な推進を促すことを目的として、各都道府県及び指定都市の婦人問題担当課(室)

長を対象に開催されたものである。

会議は禿河（とくがわ）総理府審議室長のあいさつの後、婦人問題企画推進本部参与の縫田摩子氏より「アジア・太平洋の婦人とともに」－「国連婦人の10年」地域政府間会議に向けて－と題する講演が行われ、続いて総理府はじめ婦人問題推進本部関係省庁から昭和58年度の重点施策の説明が行われた。

2 国籍法改正の検討

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、昭和56年10月、「国籍法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との諮問を受けて、国籍法部会を設け、審議を行ってきたが、昭和58年2月1日、法務省民事局第五課では、審議経過を踏まえて、「国籍法改正に関する中間試案」を公表した。

試案の主な内容は、①出生による国籍の取得に関し、現行法の父系血統主義を改め、父母両系血統主義を採用、②帰化条件における男女差の解消、③父母両系主義を採用したこと等により発生する重国籍者について、国籍選択制による重国籍の解消等である。

国籍法部会では、同案に対する各界の意見等も参考としつつ、更に審議を進めているところである。

3 年金制度の改正について

昭和58年7月15日、厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会厚生年金部会は「厚生年金保険制度改正に関する意見」を厚生大臣に提出した。

厚生省は、この意見書を受けて、年金制度の改正について検討した結果、国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法の改正案をまとめ、同年11月28日、国民年金審議会及び社会保険審議会に対し諮問した。

厚生省のまとめた年金制度の改正案は、本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性のある発展を図るため、制度の一元化を基本に据え、制度全般にわたる基本的な改革を推進することを目指して、全国民共通の基礎年金を設けるとともに、給付と負担の長期的な均衡を確保するための措置を計画的に講ずることとし、昭和59年には第1段階として、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の一元化を図るというものである。

改正案は、①制度体系の再編成－基礎年金の導入、②給付の適正化、③婦人の年金権の確立、④障害年金の改善を柱としている。具体的には、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大して共通の個人単位の基礎年金の給付を行い、厚生年金保険（被用者世帯の年金）は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する等である。

これにより、すべての婦人が国民年金の適用を受け、固有の基礎年金を支給されることとなり、現行制度の下で、被用者世帯の無職の妻が国民年金に加入していなかった場合に、障害となっても障害年金がもらえなかったり離婚すると無年金となる等の問題点が解消されることになる。

4 第98回通常国会等において成立した婦人に関係する主な法律

第98回通常国会は、昭和57年12月28日開会し、58年6月26日閉会した。また、第100回臨時国会は、58年8月9日開会し、11月29日閉会した。両国会で成立した婦人関係の主な法律は以下のとおりである。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（成立・公布 58年3月31日 施行4月1日）

個人の住民税について、低所得者層の税負担に配慮する制度として57年度分の所得割

に実施された非課税措置（非課税限度額は夫婦2人の給与所得者の場合、収入金額ベース188万5,000円）を58年度分も継続して行うこととなった。同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合には、配偶者控除または扶養控除（現行各22万円）の特例として25万円の所得控除を認めることとなった。

- ② 昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（成立58年11月28日、公布・施行 58年11月29日）

58年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ現行の29万円から30万円へ、老人控除対象配偶者に係る配偶者控除及び老人扶養親族に係る扶養控除の額をそれぞれ現行の35万円から36万円へ引上げることとなった。また、58年分の所得税に係る配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を現行の29万円から30万円とすることとなった。

また、所得税の臨時特例措置に対応して、59年度分の個人の住民税についても特別の減税を行うこととし、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の額をそれぞれ現行の金額に7,000円を加算したものとし、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を現行の29万円から30万円とすることとなった。

資料室

1 昭和56年社会生活基本調査

〔総理府統計局 昭和58年3月〕

本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における活動の内容について調査し、国民の生活の質的な側面に関する基礎資料を得るため56年10月実施された。

主な調査事項は、男女・就業状態別等による生活時間の配分、家族構成と夫・妻の生活時間等である。これによれば、有配偶女子有業者は義務的活動時間が仕事6時間強、家事・育児時間3時間強で合計10時間半となっており、自由時間は3時間半に満たない。

2 婦人問題に関する国際比較調査

〔総理府内閣総理大臣官房審議室（婦人問題担当室） 昭和58年3月〕

本調査は、「国連婦人の十年」における世界各国の婦人の地位向上のための取組みの中で、我が国と各国の婦人の地位に関する実態と意識を比較調査し、我が国の今後の婦人に関する施策の推進のための基礎資料にすることを目的として、日本、アメリカ、西ドイツ、イギリス、スウェーデン及びフィリピンの女性を対象に、57年1月、又は同年9月に実施された。

主な調査事項は、結婚・離婚観、役割分担意識、平等意識、子供のしつけ、職業観等である。これによれば、我が国女性の意識は、諸外国と比べると依然として伝統的な価値観を保っているものの、男女の地位について不平等感を持っている女性が多い。

3 地域における男女の共同参加についての調査

〔労働省婦人少年局 昭和58年3月〕

本調査は、地域社会における経済活動や社会活動への男女の参加の実態及び婦人の参加に対し、男子と異なる取り扱いが行われている実態を全国的に量的に把握し、地域における男女の共同参加を進める上での参考とするため、57年7月から10月にかけて実施した。

同調査によると、地域の共同作業等の社会慣習には男女差があり、また、地域組織の長の女性は少なく、活動への参加状況は、通常の時は男女が参加していても、重要な時は男性の参加が増加する状況にある。

4 勤労意識に関する世論調査

〔総理府内閣総理大臣官房広報室 昭和58年6月〕

本調査は、最近の我が国の雇用慣行の変化、技術革新に伴う労働内容の変化等に対応した雇用対策や能力開発対策などの参考に資するため、有職者を対象に勤労意識、職業観、企業意識、職業能力観等について、57年12月に調査実施されたものである。これによると、女性の就業のあり方で最も望ましい形態は、「就職し、結婚や出産を機に家庭に入る」38%、「就職し、結婚や出産で一時期家庭に入るにしても再び働く」35%である。

5 昭和57年労働経済の分析（労働白書）

〔労働省 昭和58年7月〕

本書は、労働経済の諸問題について、広く国民各層に対して具体的な資料に基づく分析を提供することを目的としており、内容は、57年を中心とした雇用、賃金、勤労者生活の動向などを分析するとともに、近年大幅な増加を続けた失業の実態について長期的視点から検討を加え、また、失業増加の背景となっている労働力の需給構造の変化（産業構造の変化、人口の高齢化、女子の労働市場への進出・定着）についても分析している。

6 昭和57年就業構造基本調査報告

〔総理府統計局 昭和58年7月〕

本調査は、我が国の人口の就業の実態に関する基本的構造を明らかにし、行政施策の基礎資

料を得るため、57年10月に実施された。

主な調査事項は、人口の就業状態、有業者の転職希望意識、就業異動状況、高年層及び主婦の就業状態等である。これによると、有配偶女子の有業率は50.8%となり、また、女子雇用者中26%がパート・アルバイトで、その79%が有配偶者である。

7 ベビーホテルの現況調べ

〔厚生省児童家庭局母子福祉課 昭和58年7月〕

本調査は、全国のベビーホテル（無認可の乳幼児の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、又は時間単位での一時預かりのいずれかを行っているもの）に対し、各都道府県・指定都市が行った調査・指導・監督の状況の報告を58年3月末現在でとりまとめたものである。

主な調査項目は、ベビーホテルの数、ベビーホテルに対する点検・指導の実施状況等である。これによると、全国のベビーホテル数527所、入所児童数10,380人であり、指導基準に適合しているものは22%である。

8 1980年代経済社会の展望と指針

〔閣議決定 昭和58年8月〕

本計画は、昭和58年度から65年度（1980年代）における経済社会の展望と政策運営の指針を示したものであり、行財政改革の推進、産業構造の高度化に支えられた成長の推進、民間活力の活用、国際協力の推進の4点に重点を置いている。その中で、国民生活は、人々の個性に応じ多様な形で質的向上が追求される「人生80年型」ライフスタイルへと変化していくと予測され、また、女性の就業志向の高まりと就業ニーズの多様化に対応した対策の必要性が指摘されている。

9 国民生活に関する世論調査

〔総理府内閣総理大臣官房広報室 昭和
58年9月〕

本調査は、国民の生活に関する意識や要望などを種々の観点からとらえ、行政の基礎資料とするため、58年5～6月に実施された。

主な調査事項は、暮らしに対する意識、暮らしに対する満足度、生活の充実感、将来の生活に対する意識等である。これによれば、国民の89%が自分の生活程度を中流と感じており、また、家族団らん充実感を持つ者が前回調査より大幅に減少し37%となり、特に男性では37%から28%となった。

10 今後の雇用の展望と雇用対策の方向―第5次雇用対策基本計画―

〔閣議決定 昭和58年10月〕

本計画は、昭和58年度から65年度を対象期間として、最近における経済成長率の鈍化、産業構造の転換等及び今後における高齢化、女子の職場進出の一層の進展などの労働力供給面の変化、就業形態の多様化、技術革新の広がり等を踏まえ、中長期的な雇用対策の方向を示したものである。この中で、女子労働者の増加への対応については、幅広い就業機会の開発や能力開発を図るとともに、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等についても促進する必要があるとしている。

11 昭和58年度 国民生活白書―ゆとりある家計と新しい家族像を求めて―

〔経済企画庁 昭和58年10月〕

本書は国民の暮らしの現状について分析したものであり、内容は、第1は昭和57年度の家計について、第2は日本の家族について、その実態を中心に背景や意識の変化を含め、夫婦・子供・高齢者を主体に現状を述べ、改めて夫

や父の責任と役割を認識し、家族の構成員が各々の役割と責任を果たしながら、新しい家庭像を創造していくことが望まれるとむすんでいる。

12 昭和57年労働者の健康状況調査

〔労働省労働大臣官房統計情報部 昭和
58年11月〕

本調査は、労働者個人の健康状況、自主健康管理の状況及び事業所における労働者の健康管理対策の状況等を把握するため、民営事業所及びその事業所に雇用されている労働者を対象に57年10月に実施した。

主な調査事項は、労働者の健康状態、疲労の状況、疲労・ストレスの解消方法等である。これによると、女子労働者は、「職場の人間関係」に不安、悩み、ストレスを感じており、疲労、ストレスの解消方法は「睡眠や休息」が最も多く、次いで「雑談」、「テレビ・ラジオ」、「外食・買物」である。

判 例

1 唐津日本赤十字社雇用関係存在確認等請求事件（昭和58年1月21日、福岡高等裁判所）

唐津赤十字病院に雇用されていた女子従業員が、病院の経営不振による合理化のため45年12月末日解雇されたが、①病院の経営不振は人員過剰のためでなく、人員整理の必要性は存在しない、②整理基準は、男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めたものであり男女差別である、として雇用契約上の権利を有することの確認と、45年1月分以降の賃金等の支払いを求めて争っていた事件は、福岡高等裁判所において実質的に女子従業員側勝訴の内容で和解が成立した。和解の内容は、①解雇の意思表示

示を撤回する、②現在は雇用関係が存在しないことを確認する、③病院側から女子従業員に対し和解金を支払う、等である。

本件について、原審（昭和52年11月8日、佐賀地方裁判所唐津支部）では、人員整理の必要性については、従業員が過剰であったことを認め、病院経営改善のためには必要やむを得ないものであったとし、また、男子60歳、女子55歳の整理解雇基準についても、55歳の女子の生理機能は70歳以上の男子のそれにはほぼ等しいものとされており、この事実と原告らの職種が単純労働で年月の経過と共に熟練の度を加えていく性質のものでないこと、本件病院が年功序列式の賃金体系をとっているので提供される労働と支払われる賃金は年月の経過と共にバランスを失っていくことから、本件解雇の際の整理基準は病院の実情に照らし合理性があるとして、女子従業員の請求を棄却していた。

2 鈴鹿市女子職員賃金請求事件（昭和58年4月28日、名古屋高等裁判所）

鈴鹿市に勤務する女子職員が、昇格について男女差別があったとして、同市に対して損害賠償（昇格によって得られる賃金との差額、慰謝料等）を請求していた事件の控訴審において、名古屋高等裁判所は、男女差別を認めて損害賠償の支払いを命じた原判決を取消し、女子職員の請求を棄却した。

本件において女子職員は、昇格に必要な在級年数及び経験年数を満たしていたが昇格しなかったことについて、①同市と同市の職員組合との間で一定の号給以上に達した吏員は昇格させることが合意されていたにもかかわらず同市がこれに従わず、昇格を実施しなかった、②当時、同女子職員は勤務成績及び能力の点で昇格の妨げになるような事項はなかったにもかかわらず同市が女子職員を男子職員に劣後させる方針を

とって昇格させなかった、として損害賠償を請求していた。これに対し判決では、①のような合意は成立しておらず、また仮に成立していても地方公務員法に違反して無効であるとし、また、男女差別の点については、昇格の実施に関しては任命権者に広汎な裁量権があり、昇格基準に達すれば誰でも昇格請求権を取得するというものではない上、本件では、裁量権の濫用、逸脱があったとは認められないと判示した。判決は、同女子職員も含む一定号給以上の号給を受ける昇格基準該当者の中から、男子職員37名（内1名が汚職に関係）女子職員60名の中から男子28名、女子9名をそれぞれ昇格させた事実について、たしかに昇格者数の比率上では男子と女子の間に相当の格差があり、男子職員に関して等級別標準職務制がかなりゆるやかに運用される結果となる観を呈しているが、それとしても汚職怠業等の障害事由のない限り一律に昇格させる程ゆるやかに運用していたわけではないとの理由から、任命権者の裁量的判断について、女子であることのみによってあるいはその他恣意的に社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱しこれを濫用したと認められないとした（女子職員側が判決を不満として上告係争中）。

（地裁判決については婦人の地位情報№6参照）

3 ラジオ関東地位保全仮処分命令申請事件（昭和58年5月25日、東京高等裁判所）

アナウンサーとしてアールエフ・ラジオ日本に雇用されていた女子職員が、会社側の一方的配置転換によりスポット編成業務に従事するよう命じられたため、①本件配転命令の効力停止②従前の部局に所属し、アナウンス業務に従事する地位にあることの確認の仮処分を求めている事件で、東京高等裁判所は、同女子職員は自動スポット編集装置の運用に関する事務に従事

する労働契約上の義務を負わない地位にあることを仮に定めると判示した。

本件において、判決は、女子職員と会社との間に締結された労働契約はアナウンサーとしての業務に従事するという職種の限定されたものと認めるのが相当であるとし、アナウンスメントの業務や、その周辺業務にも属しない業務に従事させることは、労働契約から逸脱した労働の態様の変更であり、本件配転命令により従事することを命ぜられた業務は、アナウンスメントの業務やその周辺業務にも属しないものであるから、それに従事すべき義務は存在しないと判示した。なお、一審では、同女子職員と会社間の労働契約はその職種をアナウンサーに限定して締結されたもので、配転命令は効力を有しないとしたが、その所属すべき部局についてまでは特定されていないとみるべきであるとして、女子職員が会社に対し、アナウンサーとしての業務に従事する労働契約上の地位にあることを仮に定めると判示していた（確定）。

4 日本シェーリング社賃金請求事件（昭和58年8月31日、大阪高等裁判所）

賃金引上げ対象者から、欠勤のほか、年休、生休、産休、育児時間等による不就業時間を算定基礎とした稼働率が80%以下の者は除外するという条項（以下80パーセント条項という）を含む賃金引上げ協定の有効性について、日本シェーリング社と同社の従業員との間で争われていた事件において、大阪高等裁判所は、不就業時間に算入される原因項目について個別的に検討した上で、80パーセント条項は労働者に対し、労働基準法等による権利行使を一般的に抑制する機能を有しているものであり、無効であると判示した。

本件において争点となった80パーセント条項とは、会社と同社従業員組合との間に締結さ

れた賃上げ協定の中の1条項であり、その内容は、前年1月から12月までの1年間の稼働率が80%以下の者について賃上げ対象者から除外するとするものであり、稼働率算定の基礎となる不就業時間中に、欠勤、遅刻、早退によるもののほか、年次有給休暇、生理休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、育児時間、労働災害の治療のための通院、ストライキ等組合活動によるものを含めるとしたものである。これについて判決は、個々の原因項目につき個別的に判断を加え、年休については、年休取得によりいかなる不利益処分をも受けるべきものではないとし、また、生休、産休、育児時間、労災による休業・通院、ストライキ等の組合活動による不就業については、それを理由に賃金引上げその他において不利益な取扱いをすること等は不当であるとした。そして80パーセント条項は、適用された労働者が退職するまで長期的に賃金額の差が継続することとなり、実質的に賃金の低落が生ずることから労働者の権利行使を一般的に抑制する機能を有するものであるとした。すなわち、80パーセント条項は、労働者が、労基法ないし労組法上の権利等を行使したことを理由として、昇給を停止し、ないしは将来におけるその状態の継続を結果するなど、労働者の将来の労働条件に関する不利益な取り扱いを定めたものというべきであり、また同条項は、実質的に労働者に対し休暇を取得する権利の行使を抑制する機能を有しているというべきであって、労基法第39条等のほか、労組法第7条、憲法第28条の各規定ないしその規定の趣旨に反し、ひいては民法第90条の公序に反して無効であるとした。そして、80パーセント条項により不支給とされた賃金差額の支払いを会社側に命じた原審を支持し、会社側の控訴を棄却した（会社側はこれを不服として上告係争中）。

5 タケダシステム未払賃金請求事件(昭和58年11月25日、最高裁判所)

生理休暇中の賃金に関する就業規則を会社側が、年間24日は100%有給とする規定から、有給は月2日を限度とし、補償額も基本給の68%とする規定に変更したことから、同社の女子従業員が、新規定の下で生理休暇の取得により減額された賃金の支払いを求めている事件で、最高裁判所は原審を破棄し、東京高等裁判所に差し戻した。原審では、使用者側が、労働者又はその所属する労働組合の同意がないのに、長期的に実質賃金の低下を生ずるような不利益変更を一方的に行うことは許されないから本件就業規則の変更は無効であるとし、減額された分の賃金の支払いを命じていた。

判決は、新たな就業規則の作成又は変更によって、労働者の既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課することは原則として許されないが、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者においてこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことは許されないとした最高裁判例(43年12月25日、秋北バス事件)を踏まえた上で本件における就業規則の変更が合理的なものか否かを検討する必要があるとした。そして、合理性の判断にあたっては、就業規則の変更の内容及び必要性の両面からの考察が要求され、変更により従業員の被る不利益の程度、変更との関連の下に行われた賃金の改善状況のほか、旧規定の下において有給生理休暇の取得について濫用があり、社内規律の保持及び従業員の公平な処遇のために変更が必要であったか否か、さらに労働組合との交渉の経過、他の従業員の対応、関連会社の取扱い、我が国社会における生理休暇制度の一般的状況等の諸事情を総合勘案する必要があるとした。

そして、これらの点について原審が触れるこ

となく、変更を無効と即断しているのは、就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものといわざるを得ず、その違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるとの理由で原審を破棄し、破棄部分について原審に差し戻すと判決した。

6 詐害行為取消請求事件(昭和58年12月19日、最高裁判所)

個人事業主の妻が夫の倒産後、協議離婚し、不動産の財産分与を受けたことが詐害行為(債権者に対する弁済資力に不足をきたすことを知りながら、債権の最後のよりどころとなる債務者の総財産を減少させる行為)であるとして、債権者が当該財産分与の取消しを請求していた事件において、最高裁判所は、債権者側の訴えを退け、離婚した妻の権利を優先する判決を言い渡した。

判決は、離婚における財産分与は、夫婦が婚姻中に有していた実質上の共同財産を清算分配するとともに、離婚後の相手方の生活の維持に資するためのものであるが、分与者の有責行為によって離婚をやむなくされたことに対する精神的損害を賠償するための給付の要素をも含めて分与することができ、分与の額及び方法を定めるについては、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮すべきであることは民法768条3項の規定上明らかであり、このことは裁判上の財産分与であると協議上のそれであると異なるものではないとした。したがって、分与者が離婚の際に既に債務超過の状態にあることや財産分与により無資力となることなども、考慮すべき事情のひとつにすぎず、分与者が負担する債務額及びそれが共同財産の形成にどの程度寄与しているかも含めて財産分与の額及び方法を定めるべきであるから、分与者が債務超過であるという一事によって、相手方に対する財産分与をすべて否定する

のは相当でなく、相手方はそのような場合であってもなお、相当な財産分与を受けることを妨げられないとした。そして、分与者が既に債務超過の状態にあって、当該財産分与によって一般債権者に対する共同担保を減少させる結果になるとしても、それが民法768条3項の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り詐害行為として、債権者の取消の対象となり得ないと解するのが相当であるとした。

そして、本件においては、詐害行為による取消請求の対象となった土地の譲渡について、その土地の取得についての被分与者の寄与の度合いが大きいこと、離婚の原因が分与者の不貞に基因すること、当該土地が被分与者にとって従来から生活の基盤となっており、今後もこれを生活の基礎としなければ、被分与者及び子供らは生活設計の見通しが立て難いこと、その他婚姻期間、被分与者の年齢など諸般の事情を考慮して、当該土地が分与者にとって唯一の不動産に近いものであったとしても、なお、その譲渡が離婚に伴う慰謝料を含めた財産分与として相当なものといえ、詐害行為にあたるとすることができないとした原審を支持し、債権者の訴えを退けた。

国際ニュース

1 第38回国連通常総会において採択された婦人に関係のある決議

第38回国連総会は、1983年9月20日から12月20日まで、ニューヨーク本部において開催されたが、我が国からは、代表団の一員として黒河内久美国連公使、山崎倫子大学婦人協会会長（いずれも代表代理）が出席した。

婦人に関係のある決議は、1.国際婦人調査訓練研修所、2.国際平和及び国際協力の促進についての婦人の参加、3.国連婦人の10年基金、4.売春の予防、5.婦人の10年の成果の見直しと評価のための世界会議に関するものであり、上記5の中では、1985年の婦人の10年の成果の見直しと評価のための世界会議をナイロビで開催するというケニヤ政府の申し出を受け入れることが決定された。

2 婦人の地位委員会の開催

「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会としての婦人の地位委員会第1会期が、1983年2月23日から3月4日まで、オーストリアのウィーン国際センターにおいて開催された。今回の会議は、先の国連総会において、同委員会が1985年世界会議の準備機関としての役割を果たすことが決議されたことを受けて開催されたものである。

参加者は、婦人の地位委員会委員国の他、オブザーバーとして非委員国、国連地域経済委員会、専門機関、非政府機関等であり、我が国からは、同委員会委員国として、縫田晴子代表他が参加した。

今回の議題で主要なものは、世界会議の準備であり、(a)テーマと討議事項、(b)世界会議仮議題と文書、(c)手続規則、(d)準備会議活動、(e)広報等が議論された。

採択された勧告案の主なものは次のとおりである。

(1) 世界会議仮議題

- ① 国連婦人の10年：平等・発展・平和、及びサブ・テーマ：雇用・健康・教育の諸目標達成に向けての進歩及び障害の批判的レビュー・評価

- ② 「平等」の目標達成に向けての国内、地域、国際レベルでの進歩及び障害

⑤ 「発展」の目標達成に向けての国内、地域、国際レベルでの進歩及び障害

⑥ 「平和」の目標達成に向けての国内、地域、国際レベルでの進歩及び障害

(2) 2000年までの期間にわたる婦人の向上のための将来的戦略、及び国連婦人の10年：平等・発展・平和、ならびにサブ・テーマ：雇用・健康・教育の諸目標達成に向けての障害を克服するための具体的措置

③ 「平等」の目標達成のための国内、地域、国際レベルでの戦略、措置

④ 「開発」の目標達成のための国内、地域、国際レベルでの戦略、措置

⑤ 「平和」の目標達成のための戦略、措置

(2) 世界会議のための準備会議・活動

① 地域政府間会合は、④「国連婦人の10年」の進歩・障害のレビュー・評価、⑤2000年に向けての婦人の向上のための戦略の勧告、⑥障害克服のための実際的方法の示唆を目的として開催される（地域委員会主催）。

② 地域間セミナーは、地方の婦人の状況をレビュー・評価し、その状況改善のための実際的方法を考慮するために開催される。

なお、第30回国連婦人の地位委員会及び世界会議準備委員会としての婦人の地位委員会第2会期が、1984年2月中旬から3月上旬に開催される予定であり、国際婦人年の目的の実施のための世界行動計画及び1982～1983年の間の国連婦人の10年の後半期の行動計画の実施に当たって達成された進歩の見直しと評価等について討議される予定である。

3 婦人の向上のための将来への戦略についてのエスカップ専門家会議の開催について

アジア・太平洋経済社会委員会（エスカップ）

及び社会開発人道問題センター婦人の地位向上部の共催で、1983年11月28日から12月2日まで、バンコクに於いて、婦人の向上のための将来への戦略についてのエスカップ専門家会議が開催され、我が国からは、専門家として穂田暉子氏が出席した。

同会議は、1984年3月に東京で開催される1985年世界会議のための政府間会議の準備活動の一環として行われたもので、東京における会議の実質的で組織的な準備をするに当たって、事務局の参考に資するため、地域のハイレベルの婦人のリーダーにより、主に次の議題について討議された。

(1) 国連婦人の10年：平等・発展・平和の業績の見直し

(a) 一般

(i) 国内開発計画

(ii) 国内機構

(iii) 法制

(iv) 政治参加、国際協力及び国際平和の強化

(v) 技術協力

(b) 部門

(i) 雇用

(ii) 健康及び栄養

(iii) 教育

(iv) 人口

(v) エネルギー及び水

(vi) 科学技術

(vii) その他（通信、居住、金融、難民を含む。）

(2) エスカップ地域の婦人に特に関連のある課題についての検討

(a) 農村婦人

(b) 婦人の産業への参加が家庭生活へ及ぼす影響

(c) 産業における若年婦人（製造業、娯楽サ

ービス、家事サービス等)

(d) 結婚制度、家族法、財産権と婦人

(e) 単身婦人世帯主の状況

(f) アジア・太平洋地域における婦人についての研究及び調査

(3) 開発への婦人の統合において遭遇した障害

(4) 西暦2000年へ向けての優先計画及び戦略

(5) 地域政府間準備会議について

4 国連経済社会理事会1983年第1通常会期において採択された婦人に関係のある決議

国連経済社会理事会の第1通常会期が、1983年5月3日から27日までニューヨークにおいて開催された。同会期においては、「婦人の地位向上のための諸活動：国連婦人の10年（平等、発展、平和）」の議題の下に、1985年に予定されている「国連婦人の10年」世界会議の準備問題、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止、婦人の地位に関する通報問題等について討議が行われた。このうち、世界会議の準備問題については、本年2月から3月にかけてウィーンにおいて開催された世界会議第1回準備委員会（婦人の地位委員会）の報告書が検討され、無投票で採択された。

また、同会期において、以下の婦人関連決議が採択された。

(1) 婦人の地位に関する通報

通報を扱う婦人の地位委員会の能力を強化することが望ましいことを認識し、また、国連婦人の10年開始以来、婦人の地位についての通報量が増大したことを考慮し、さらに、婦人に対する差別は、人間の尊厳と矛盾し、男女が人種、信条にかかわらず平等を基礎として自国の経済、政治に参加すべきであることを確認し、第30回婦人の地位委員会に婦人の地位に関する公開及び非公開通報についての報告を提出するよう事務総長に要請する。

(2) 「国連婦人の10年」の業績を見直し、評価するための世界会議準備への非政府機関の参加

非政府機関が婦人の地位向上のために行った貴重な貢献、特に、「国連婦人の10年」の期間中並びに1975年国際婦人年世界会議及び1980年の「国連婦人の10年」世界会議の準備、フォローアップに留意し、①経済社会理事会に諮問的地位をもつ関心ある非政府機関が、「国連婦人の10年」の業績を見直し、評価するための世界会議の準備及び世界会議に積極的に参加するよう事務総長に要請する。②経済社会理事会に諮問的地位をもつ関心ある非政府機関が、1985年世界会議の準備機関としての婦人の地位委員会に、優先課題及び西暦2000年を見通した戦略についての意見、達成された進歩及び「国連婦人の10年」の目標達成に向けて克服されるべきものとして未だ残っている障害についての意見を含む情報を提出するよう事務総長に要請する。③各国の関心ある非政府機関が、国内レベルで達成された進歩、残っている障害及び達成されるべき目標についての意見を提出するよう、また、事務総長へ提出されるべきナショナルレポートの準備に協力するよう政府に促す。④地域委員会は、経済社会理事会に諮問的地位をもつ関心ある非政府機関が各地域において1985年世界会議の準備及び地域政府間準備会議に参加することを確保するよう要請する。

(3) 婦人の地位向上のための国際調査訓練研究所

①研究所の作業計画でこれまでに達成された活動に満足する。②1984～1985年の研究所の作業計画は、主要な開発活動へ婦人を統合するよう調査、訓練、情報に焦点をおくべきである。③研究所と地域委員会、専門機関、

その他の国連機関間の援助及び密接な協力が必要である。④婦人の地位向上のための国際調査訓練研究所のための国連信託基金へすべての加盟国が貢献し、その進歩と発展のために定期的かつ効果的な財政を確保するよう求める。

(4) 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止

①人身売買及び他人の売春からの搾取を禁止する条約を国連加盟国が署名し、批准し、履行するよう促す。②加盟国が可能な範囲で次のことを目的とした政策を立案するよう勧告する。(a)学校内外における道德教育及び市民教育により売春を防止すること (b)売春婦を排斥し、彼らの社会への受入れを困難にさせている差別を撤廃すること。(c)ポルノ産業を抑制し、未成年者が含まれている場合には厳重に処罰すること。(d)売春から救助された人々の職業訓練及び社会への受入れを促進すること。

(5) 婦人差別撤廃条約

①婦人差別撤廃条約の締約国数が増加していることを評価する。②未だ条約の締約国になっていない国に本条約を批准し、又は加入することを検討するよう促す。③婦人差別撤廃委員会の報告を留意し、また、同委員会の作業の開始を歓迎する。④婦人差別撤廃委員会の報告を検討するために第38回国連総会へ、また、情報として婦人の地位委員会へ送付するよう事務総長に要請する。

5 ILO第3回公務員合同委員会において採択された婦人に関係のある結論

1983年5月3日から11日までジュネーブにおいてILO第3回公務員合同委員会が開催され、婦人に関連のある結論として「公務における婦人の実情に関する結論」が採択された。結論の概要は以下のとおりである。

(1) 一般的検討

多くの国で、婦人は公務労働力のかかなりの部分を占めており、公務の各職種は男女に開かれているものの、現実には女子は特定の職種に片寄っており、またパートタイム労働についているものが多い。

(2) 目標

真の平等を達成するためには、法律のみでは十分でなく、家庭、社会及び雇用に関して男女の役割についての伝統的考え方を変えることが必要である。

(3) 公務における募集、採用

ある職種は婦人の仕事、他は男性の仕事というような職種の性別分離が不平等の主要な原因の一つとなっているので、これを克服するため、教育職業指導において措置が講ぜられるべきであり、各種の職業につく基礎として数学、統計、技術その他の科学系科目の重要性を婦人に認識させるべきであり、また職業紹介に当たっては、女子という理由ですべて伝統的な婦人の仕事に向けてはならない。また、婦人の就業機会を不当に制限する保護法制又は規則は男女に等しく適用されるか又は廃止されるべきである。

(4) 報酬及び労働時間

同一価値労働同一賃金の原則は、一般に公的機関によって認識されているが、婦人の多くは賃金の低い職についているので、その平均賃金は男子のそれよりも低くなりがちである。またパートタイム雇用は、特に家族的責任をもつ婦人にとって職業責任と個人生活のニーズの調和を図るために準備されるべきである。

(5) 訓練及び昇進

すべての公務員は、性に関係なく、職業訓練等に参加する機会をもつべきであり、また家族的責任をもつ労働者が訓練を受講できる

ように訓練中の託児施設の準備、通信訓練の提供等の特別の配慮がなされるべきである。

6 国際婦人調査訓練研修所について

(1) 経緯等

国際婦人調査訓練研修所は、1975年の国際婦人年世界会議で採択された決議に基づき、第31回国連総会（1976年）で、イランに設立することが決定された。

しかし、拠出が少ないこと等の理由により発足が遅れていたところ、1979年1月に、イランがホスト国となることを辞退したため、同年春の経済社会理事会でドミニカ共和国に設置することが決定された。

更に1979年夏の経社理では、我が国の高橋展子氏を含む10名の管理理事が任命され、1980年12月には、国連事務総長によりドワーニャパステイチツィー・ヘエレンテッチ女史（ユーゴ）が所長に任命されて、国連本部内の暫定事務所においてその実質的活動が

開始された。

(2) 活動目的

特に開発途上国の婦人のための調査・研究（社会における婦人の地位の実態把握、婦人に関する情報収集・統計）及び各種シンポジウム、セミナー、各国政府機関又は地域センターと共催による研修等を本来の目的としている。

7 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准状況

国連によると、昭和58年7月28日現在の批准国等の状況は次のとおりである。

- (1) 締約国 51カ国
 （署名・批准を行った国 48カ国）
 （加入した国 3カ国）
 (2) 署名のみ行っている国 42カ国
 (3) 本条約の発効日 昭和56年9月3日
 (4) 締約国一覧

批准年月日	国 名	署名年月日	批准年月日	国 名	署名年月日
55年 7月 2日	スウェーデン	55年 3月 7日	" 5月21日	ノールウェイ	" "
" 7月 9日	東 独	" 6月25日	" 7月20日	バミテイ	" "
" 7月17日	キューバ	" 3月 6日	" 7月20日	モンゴル	" "
" 7月17日	ガイアナ	" 7月17日	56年 8月 4日	セントヴァインセント及	
" 7月30日	ポルトガル	" 4月24日	(加 入) ひグレナティーン諸島		
" 7月30日	ポーランド	" 5月29日	" 8月 5日	フィリピン	55年 7月15日
" 9月15日	ドミニカ国	" 9月15日	" 8月14日	ラ オ ス	" 7月17日
" 10月16日	パルマドス	" 7月24日	" 8月19日	エル・サルヴァドル	" 11月14日
" 11月 4日	中 国	" 7月17日	" 8月31日	ブータン	" 7月17日
" 12月 5日	カーボ・ヴェルデ		" 9月10日	エチオピア	" 7月 8日
(加入)			" 9月18日	エジプト	" 7月16日
" 12月22日	ハンガリー	55年 6月 6日	" 10月 5日	スリ・ランカ	" 7月17日
56年 1月23日	ソ 連	" 7月17日	" 10月 9日	ウルグアイ	56年 3月30日
" 2月 4日	白ロシア	" "	" 10月27日	ニカラグア	55年 7月17日
" 3月 2日	ルワンダ	" 5月 1日	" 10月29日	パ ナ マ	" 6月26日
" 3月12日	ウクライナ	" 7月17日	" 11月 9日	エクアドル	" 7月17日
" 3月23日	メキシコ	" "	" 12月10日	カナダ	" "

批准年月日	国名	署名年月日	批准年月日	国名	署名年月日
57年 1月 7日	ルーマニア	55年 9月 4日	57年 9月13日	ペルー	56年 7月23日
" 1月19日	コロンビア	" 7月17日	" 10月 8日	セントルシア	
" 2月 8日	ブルガリア	" "	(加入)		
" 2月16日	チエツコスロヴァキア	" "	58年 1月21日	ガボン	55年 7月17日
" 2月17日	ヴェトナム	" 7月29日	" 3月 3日	ホンデュラス	" 6月11日
" 2月26日	ユーゴスラヴィア	" 7月17日	" 4月21日	デンマーク	" 7月17日
" 3月31日	オーストリア	" 7月17日	" 5月 2日	ヴェネズエラ	" "
" 7月26日	コンゴ	" 7月29日	" 6月 7日	ギリシャ	57年 3月 2日
" 8月 9日	ギニア	" 7月17日	" 7月28日	オーストラリア	55年 7月17日
" 8月12日	グアテマラ	56年 6月 8日			
" 9月 2日	ドミニカ共和国	55年 7月17日			

(5) 署名国一覧

国名	署名年月日	国名	署名年月日	国名	署名年月日
ボリヴィア	55年 5月30日	イタリア	55年 7月17日	アイスランド	55年 7月24日
アルゼンティン	" 7月17日	象牙海岸	" "	チュニジア	" "
		ジャマイカ	" "	ガンビア	" 7月29日
ベルギー	" "	日本	" "	インドネシア	" "
ブルンディ	" "	レソト	" "	セネガル	" "
チリ	" "	ルクセンブルグ	" "	インド	" 7月30日
コスタ・リカ	" "	マダガスカル	" "	ウガンダ	" "
フィンランド	" "	オランダ	" "	アフガニスタン	" 8月14日
フランス	" "	ニュー・ジーランド	" "	カンボディア	" 10月17日
西独	" "	スペイン	" "	ヨルダン	" 12月 3日
ガーナ	" "	タンザニア	" "	ブラジル	56年 3月31日
グレナダ	" "	米国	" "	英国	" 7月22日
ギニア・ビサウ	" "	ザイール	" "	ベナン etc	" 11月11日
イスラエル	" "	ザンビア	" "		

8 1985年ILO総会について

1983年11月7日から18日まで開かれたILO第224回理事会において、1985年に開催される第71回ILO総会の議題が決まった。そのうち婦人に関係のある議題は「雇用における男女の機会均等と平等待遇」である。第71回総会の開催される1985年は「国連婦人の十年」の最終年にあたり、婦人の職場進出、働く婦人の年齢の幅も広がったが、婦人に対する

雇用上の差別は根強いことから、現状分析と将来における活動のあり方の検討が行われることとなっている。